

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 監査公表

○包括外部監査の結果に関する報告の公表	第1号	(監査委員事務局)	1
---------------------	-----	-----------	---

## 監査公表

### 2 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人都成哲から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年1月24日

愛知県監査委員	篠田信示
同	川上明彦
同	山内和雄
同	森下利久
同	坂田憲治

目次

第1章 外部監査の概要..... 1

1 外部監査の種類..... 1

2 選定した特定の事件（テーマ）..... 1

3 事件を選定した理由..... 1

4 外部監査の対象部署..... 2

5 外部監査の対象期間..... 2

6 外部監査の実施期間..... 2

7 外部監査の方法..... 2

8 包括外部監査人及び補助者..... 2

9 利害関係..... 3

第2章 我が国の高齢者福祉政策..... 4

1 我が国における高齢者の状況..... 4

2 我が国における高齢者の将来推計..... 6

3 地域別に見た我が国の高齢化..... 9

4 我が国の高齢者福祉のための主な法律及び制度..... 13

(1) 老人福祉法..... 13

(2) 介護保険法..... 13

(3) 介護給付適正化計画..... 14

(4) 地域包括ケアシステム..... 15

(5) 高齢社会対策の基本的枠組み..... 16

第3章 愛知県の高齢者の状況..... 19

1 愛知県の高齢化の現状..... 19

(1) 人口構成..... 19

(2) 要介護者等の状況..... 21

2 愛知県の高齢者の将来推計..... 23

(1) 推計人口..... 23

(2) 要介護者等の居宅・施設別推計..... 24

3 愛知県の高齢者福祉施策..... 25

(1) 愛知県の高齢者福祉施策の策定方針概要..... 25

(2) 愛知県高齢者健康福祉計画..... 25

(3) 愛知県介護給付適正化計画..... 30

第4章 監査の結果..... 32

1 低所得者利用者負担軽減助成事業..... 32

2 介護サービス第三者評価推進事業..... 37

令和元年度

包括外部監査の結果報告書

高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について

令和元年12月

愛知県包括外部監査人

公認会計士 都 成 哲

3	介護事業所人材育成認証評価事業	45
4	高齢者地域福祉推進事業助成	51
5	軽費老人ホーム利用料助成事業	63
6	福祉生がいきいセンター運営助成等	67
7	介護保険事業指導	72
8	介護福祉士等修学資金等貸付事業	88
9	介護福祉士資格取得支援事業	93
10	地域づくり交流促進基盤整備事業	96
11	地域包括ケア相談体制整備事業	100
12	地域リハビリテーション専門職育成事業	102
13	地域医療支援事業	103
14	認知症介護者等養成研修事業	105
15	認知症介護実践者等養成事業	107
16	認知症サポーター養成講座事業	111
17	社会福祉法人等の指導監査事業	114

**【本報告書の記載内容に関する留意事項】**

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、**【指摘】**、**【意見】**として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

**【指摘】** 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

**【意見】** 「規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について」

3 事件を選定した理由

我が国は、2011年から人口減少社会に移行するとともに、75歳以上の高齢者が急増し、超高齢社会に突入している。国立社会保障・人口問題研究所の発表によれば全国の75歳以上人口の比率は2015年で12.8%であったが、2025年には17.8%にまで上昇するものと推計されている（人口ベースでは2025年の75歳以上人口は2015年と比較して1.34倍となると推計されている）。(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」)

一方、愛知県の75歳以上人口の比率は、2015年で10.8%であったが、2025年には15.7%にまで上昇するものと推計されている（人口ベースでは、2025年の75歳以上人口は2015年と比較して1.45倍となると推計されている）。

これは、愛知県においても、高齢化が着実に進行することを示すものであり、また、75歳以上の人口は、全国を上回るペースで増加することが推計されていることから、愛知県にはこうした超高齢社会に対応した施策展開が求められている。

このような中、愛知県は「あいち健康福祉ビジョン」において、高齢者福祉を含む健康福祉全般の方向性を示し、個別計画である「愛知県高齢者健康福祉計画」において、高齢者福祉施策の具体的な取組を示している。

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を実現するため、愛知県が果たすべき役割は今後ますます重要となってくることから、高齢者福祉事業が経済的、効率的、効果的に実施されているかどうかを監査することは県民にとって有意義であると考え、監査のテーマとして選定した。

4 外部監査の対象部署  
福祉局

5 外部監査の対象期間

原則として平成30年度。  
ただし、必要に応じて平成29年度以前及び令和元年度も対象とする。

6 外部監査の実施期間

自：令和元年6月7日 至：令和元年12月17日

7 外部監査の方法

- (1) 監査の主な要点
  - 高齢者福祉事業に関する財務事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に執行されているか。
  - 高齢者福祉事業に関する財務事務は、経済的・効率的・効果的に執行されているか。

(2) 主な監査手続

- 関連資料の閲覧
- 担当者への質問

8 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

都 成哲（公認会計士）

(2) 補助者

道家 秀幸（公認会計士）  
 内田 充幸（公認会計士）  
 森 健（公認会計士）  
 河北 守宏（公認会計士）  
 井口 達也（公認会計士）  
 片山 真希（公認会計士）  
 伊藤 資子（公認会計士）  
 渡邊 崇（公認会計士）  
 清水 秀和（公認会計士）

第2章 我が国の高齢者福祉政策

富田 隆司 (弁護士)  
野間 恭介 (公認情報システム監査人)  
大楠 誠 (中小企業診断士)

1 我が国における高齢者の状況  
内閣府が公表している令和元年版高齢社会白書によれば、我が国の総人口は、平成30年10月1日現在、1億2,644万人となっており、65歳以上人口は、3,558万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.1%となった。

65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1,546万人、女性は2,012万人で、性比（女性人口100人に対する男性人口）は76.8であり、男性対女性の比は約3対4となっている。

また、65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,760万人（男性840万人、女性920万人、性比91.3）で総人口に占める割合は13.9%、「75歳以上人口」は1,798万人（男性706万人、女性1,092万人、性比64.6）で、総人口に占める割合は14.2%であり、65～74歳人口を初めて上回った（表1）。

我が国の65歳以上人口は、昭和25年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45年に7%を超え、さらに、平成6（1994）年には14%を超えた。高齢化率はその後上昇を続け、平成30年10月1日現在、28.1%に達している。

また、15～64歳人口は、平成7年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、平成30年には7,545万人と、総人口の59.7%となった。

9 利害関係  
包括外部監査人及び補助者は、いづれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

表1 高齢化の現状

単位：万人（人口）、%（構成比）		平成30年10月1日		
		総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,644	6,153 (性比) 94.8	6,491
	65歳以上人口	3,558	1,546 (性比) 76.8	2,012
	65～74歳人口	1,760	840 (性比) 91.3	920
	75歳以上人口	1,798	706 (性比) 64.6	1,092

2 我が国における高齢者の将来推計

平成29年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生・死亡・推計結果（以下すべてこの仮定に基づく推計結果）を概観する。将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて我が国の将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したものである。

我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、令和11年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和35年には1億人を割って9,924万人となり、令和47年には8,808万人になると推計されている<sup>1</sup>（図1）。

15～64歳人口	3,818 (性比) 102.4	7,545	3,727
15歳未満人口	789 (性比) 104.9	1,542	752
総人口	100.0	100.0	100.0
65歳以上人口 (高齢化率)	25.1	28.1	31.0
65～74歳人口	13.7	13.9	14.2
75歳以上人口	11.5	14.2	16.8
15～64歳人口	62.1	59.7	57.4
15歳未満人口	12.8	12.2	11.6

(注) 「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

(出典：令和元年版高齢社会白書)

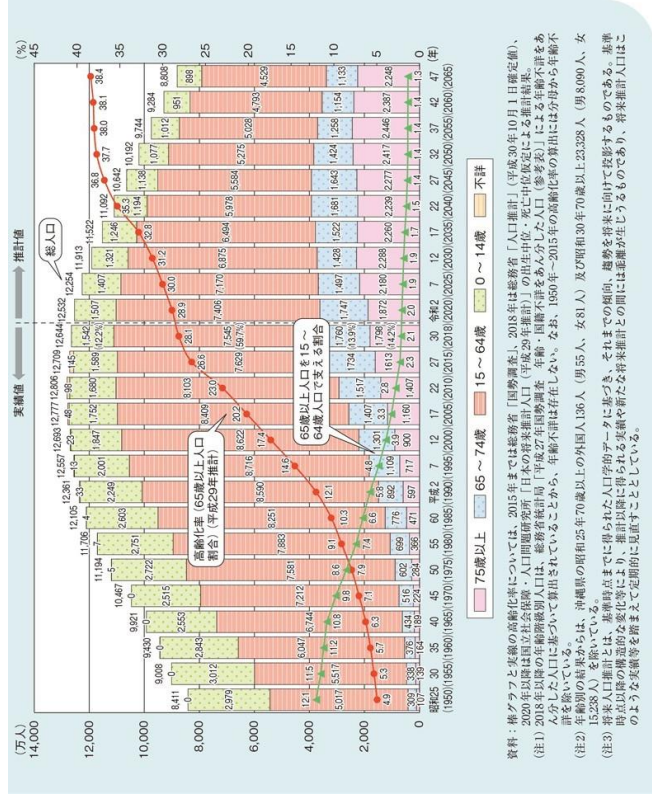


図1 高齢化の推移と将来推計

(出典：令和元年版高齢社会白書)

65歳以上人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,677万人に達すると見込まれている。<sup>2</sup>

その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和24年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。

総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和18年に33.3%で3人に1人となる。令和24年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和47年には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。総人口に占める75歳以上の人口の割合は、令和47年には25.5%となり、約3.9人に1人が75歳以上の者となると推計されている。

65歳以上人口と15～64歳人口の比率を見ても、昭和25年には1人の65歳以上の者に対して12.1人の現役世代(15～64歳の者)がいたのに対して、平成27(2015)年には65歳以上の者1人に対して現役世代2.3人になっている。今後、高齢化率は上昇し、現役世代の割合は低下し、令和47年には、65歳以上の者1人に対して1.3人の現役世代という比率になる。

出生数は減少を続け、令和4年には56万人になると推計されている。この減少により、年少人口(0～14歳)は令和38年に1,000万人を割り、令和47年には898万人と、現在の半分程度になると推計されている。

出生数の減少は、生産年齢人口にまで影響を及ぼし、令和11年に6,951万人と7,000万人を割り、令和47年には4,529万人となると推計されている。一方、65歳以上人口の増大により死亡数は増加、死亡率(人口1,000人当たりの死亡数)は上昇を続け、令和47年には17.7になると推計されている(図2)。

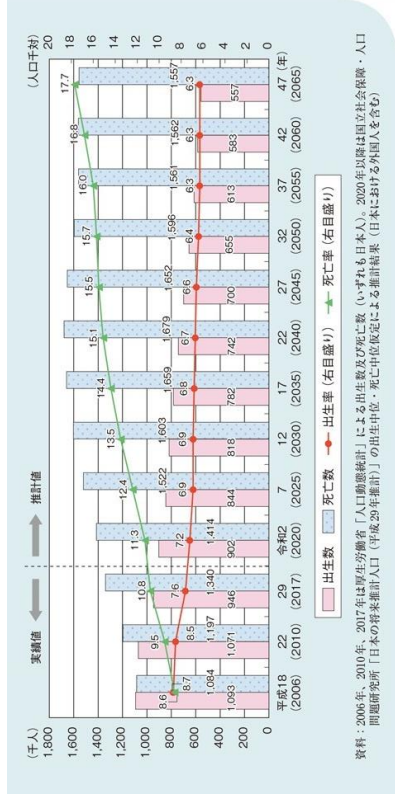


図2 出生数及び死亡数の将来推計 (出典：令和元年版高齢社会白書)

我が国の平均寿命は、平成29年現在、男性81.09年、女性87.26年と、前年に比べて男性は0.11年、女性は0.13年上回った。今後、男女とも平均寿命は延びて、令和47年には、男性84.95年、女性91.35年となり、女性は90年を超えるの見込まれている(図3)。

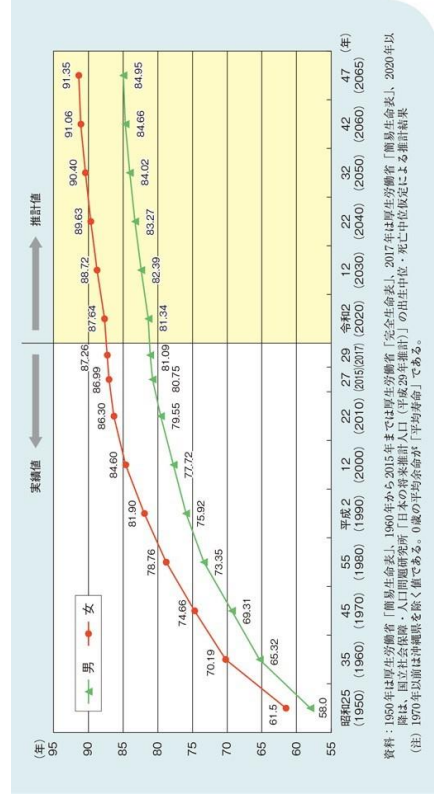


図3 平均寿命の推移と将来推計 (出典：令和元年版高齢社会白書)

<sup>2</sup> 令和元年版高齢社会白書より



3 地域別に見た我が国の高齢化  
 平成30年現在の高齢化率は、最も高い秋田県で36.4%、最も低い沖縄県で21.6%となっている。今後、高齢化率は、すべての都道府県で上昇し、令和27年には、最も高い秋田県では50.1%となり、最も低い東京都でも、30%を超えて30.7%に達すると見込まれている。

また、首都圏を見ると、千葉県の高齢化率は、平成30年の27.5%から8.9ポイント上昇し、令和27年には36.4%に、神奈川県では25.1%から10.1ポイント上昇し35.2%になると見込まれており、今後、我が国の高齢化は、大都市圏を含めて全国的な広がりをみることとなる(表2)。

表2 都道府県別高齢化率の推移

	平成30年 (2018)		令和27年 (2045)		高齢化率 の伸び (ポイント)
	総人口 (千人)	65歳以上人 口(千人)	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)	
北海道	5,286	1,656	31.3	42.8	11.5
青森県	1,263	412	32.6	46.8	14.2
岩手県	1,241	403	32.5	43.2	10.7
宮城県	2,316	643	27.8	40.3	12.5
秋田県	981	357	36.4	50.1	13.7
山形県	1,090	358	32.9	43.0	10.1
福島県	1,864	576	30.9	44.2	13.3
茨城県	2,877	833	28.9	40.0	11.1
栃木県	1,946	546	28.0	37.3	9.3
群馬県	1,952	574	29.4	39.4	10.0
埼玉県	7,330	1,934	26.4	35.8	9.4
千葉県	6,255	1,721	27.5	36.4	8.9
東京都	13,822	3,189	23.1	30.7	7.6
神奈川県	9,177	2,305	25.1	35.2	10.1
新潟県	2,246	716	31.9	40.9	9.0

富山県	1,050	336	32.0	40.3	8.3
石川県	1,143	334	29.2	37.2	8.0
福井県	774	234	30.2	38.5	8.3
山梨県	817	248	30.3	43.0	12.7
長野県	2,063	651	31.5	41.7	10.2
岐阜県	1,997	595	29.8	38.7	8.9
静岡県	3,659	1,081	29.5	38.9	9.4
愛知県	7,537	1,875	24.9	33.1	8.2
三重県	1,791	527	29.4	38.3	8.9
滋賀県	1,412	363	25.7	34.3	8.6
京都府	2,591	749	28.9	37.8	8.9
大阪府	8,813	2,420	27.5	36.2	8.7
兵庫県	5,484	1,577	28.8	38.9	10.1
奈良県	1,339	413	30.9	41.1	10.2
和歌山県	935	306	32.7	39.8	7.1
鳥取県	560	177	31.6	38.7	7.1
島根県	680	231	34.0	39.5	5.5
岡山県	1,898	571	30.1	36.0	5.9
広島県	2,817	817	29.0	35.2	6.2
山口県	1,370	465	33.9	39.7	5.8
徳島県	736	243	33.1	41.5	8.4
香川県	962	303	31.5	38.3	6.8
愛媛県	1,352	441	32.6	41.5	8.9
高知県	706	245	34.8	42.7	7.9
福岡県	5,107	1,408	27.6	35.2	7.6
佐賀県	819	244	29.7	37.0	7.3



さらに、平成27年を基準年として、都市規模別に65歳以上人口の推移を見ると、都市規模が大きいほど65歳以上人口の伸びが大きい見込みとなっている。

一方で、「人口5万人未満の都市」では、令和2年をピークに65歳以上人口は減少し、令和17年には平成27年時点よりも65歳以上人口は減少する見込みである(図4)。

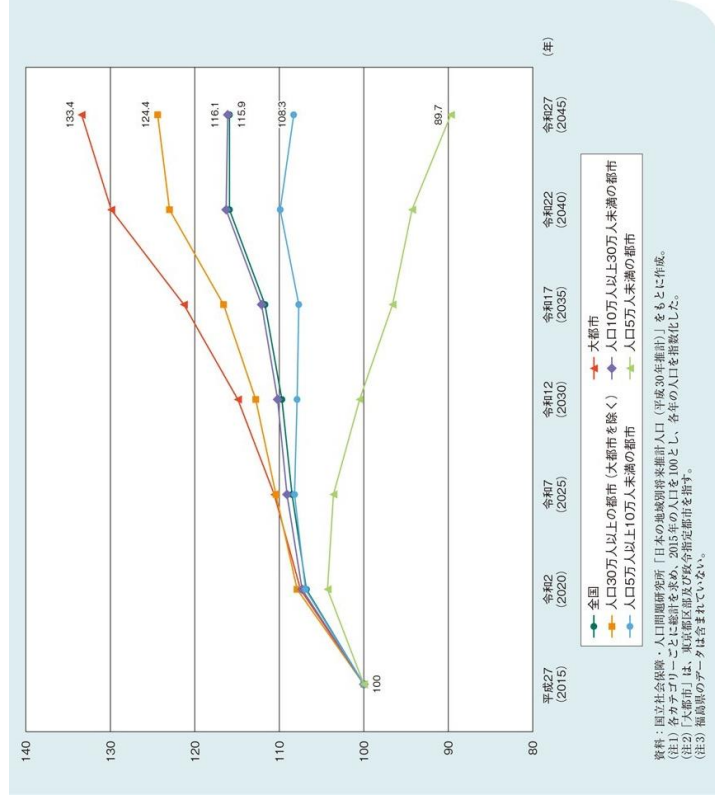


図4 都市規模別にみた65歳以上人口指数 (出典：令和元年版高齢社会白書)

長崎県	1,341	429	32.0	40.6	8.6
熊本県	1,757	537	30.6	37.1	6.5
大分県	1,144	371	32.4	39.3	6.9
宮崎県	1,081	342	31.7	40.0	8.3
鹿児島県	1,614	506	31.4	40.8	9.4
沖縄県	1,448	313	21.6	31.4	9.8

(出典：平成30年は総務省「人口推計」、令和27年は国立社会保険・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」)



- (4) 地域包括ケアシステム  
 厚生労働省においては、令和7年を目前に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している（出典：厚生労働省HP「地域包括ケアシステム」）。
- 地域包括ケアシステムとは、以下のとおりである。

**地域包括ケアシステム**

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重症な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム**の構築を推進していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が激減する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**

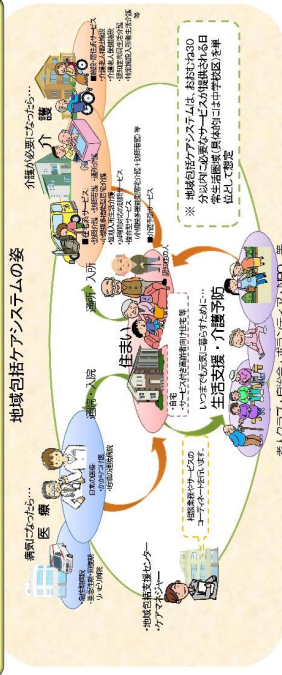


図6 地域包括ケアシステム  
 (出典：地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会報告書（平成28年3月）」)

市町村では、令和7年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築している。



図7 市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス  
 (出典：厚生労働省HP)

- (5) 高齢社会対策の基本的枠組み  
 我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」に基づいている。同法は、参議院国民生活に関する調査会の提案により、平成7年11月に衆参両院ともに全会一致をもって成立し、同年12月から施行された。

高齢社会対策基本法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念ののっとりとして高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、国が講ずべき高齢社会対策の基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境等の施策について明らかにしている。

も含めた全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを意味するとしている。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されて以降、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しが行われており、平成13年2月に2度目、平成24年9月に3度目の高齢社会対策大綱が閣議決定された。3度目となる高齢社会対策大綱が取りまとめられた平成24年以降、我が国の高齢化率（65歳以上人口割合）には一層の上昇が見られ、また、今後とも上昇傾向が続くことが見込まれていた。

人口の高齢化を受けて、経済・社会面では、就業、社会保障、生活、経済活動等、様々な分野で変化が生じていることから、平成29年6月、高齢社会対策会議（第27回）において、大綱の見直しを行うことが決定された。同年同月から、内閣府において「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」（座長：清家篤慶應義塾大学商学部教授（肩書きは開催当時））が開催され、同年10月に検討会報告書が取りまとめられた。

その後、本報告書等を踏まえ、政府内で高齢社会対策大綱の案の策定が進められ、平成30年2月16日、高齢社会対策会議（第29回）における案の決定を経て、4度目となる高齢社会対策大綱（以下、「新大綱」という。）が閣議決定された。

新大綱では、「高齢者の体力的年齢は若くなっている。また、就業・地域活動等何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高い」、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものでなくなっている」と示し、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えること」とともに、全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点から「十分な支援やセーフティネットの整備を図る必要がある」としている。また、人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、高齢層のみならず、若年層



第3章 愛知県の高齢者の状況

1 愛知県の高齢化の現状

(1) 人口構成

平成29年10月1日現在の県の人口は、7,526,911人で、平成26年と比べ82,398人増え、1.1%の増加となっている。このうち65歳以上人口は1,829,799人で、平成26年と比べ116,419人増え、6.8%の増加となっている。

高齢化率(65歳以上人口に対する割合)は24.6%となり、年々上昇し、高齢化が進行している。なお、全国の高齢化率は27.3%(総務省「人口推計」平成28年10月1日(確定値))となっており、県の場合、3ポイント程度低い状況である。75歳以上の後期高齢者人口は876,389人で、平成26年と比べ111,064人増え、14.5%の増加となっている。

一方、0～14歳人口の総人口に対する割合は13.5%で、65歳以上人口の割合より11.1ポイント低くなっている。介護保険の被保険者となる40歳以上人口は4,308,818人で、年齢不詳を除いた総人口に対する割合は57.8%となり、県民の半数以上が40歳以上という状況である。

老人福祉圏域別の人口構成をみると、65歳以上人口の割合が最も高い圏域は、三河山間地域を抱える東三河北部圏域で37.0%となっており、県平均の24.6%に比べて12.4ポイント高くなっている。

一方、高齢者人口の割合が最も低い圏域は、自動車関連企業が集中する西三河北部圏域で21.3%となっており、最も高い東三河北部圏域と比較すると1.74倍の開きがある。なお、平成26年と比べると、各圏域とも65歳以上人口の割合が上昇している。

表3 人口構成の推移

区分	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成26 (2014)年	平成29 (2017)年
総人口	7,043,300 (15.4)	7,254,704 (14.7)	7,410,719 (14.5)	7,444,513 (14.1)	7,526,911 (13.5)
0～14歳	1,081,280 (69.8)	1,069,498 (67.6)	1,065,254 (65.2)	1,040,670 (62.7)	1,009,066 (61.9)
15～64歳	4,914,857 (4.5)	4,901,072 (17.2)	4,791,445 (20.3)	4,633,650 (23.2)	4,609,835 (24.6)
65歳以上	1,019,999	1,248,562	1,492,085	1,713,380	1,829,799

年齢別	40歳以上		(48.3)		(50.4)		(52.3)		(56.3)		(57.8)	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
40歳以上	3,402,188	(5.6)	3,658,123	(7.1)	3,918,751	(8.9)	4,160,383	(10.4)	4,308,818	(11.8)	4,308,818	(11.8)
75歳以上	393,541	(7.1)	518,000	(8.9)	652,929	(10.4)	765,325	(11.8)	876,389	(11.8)	876,389	(11.8)

(注1) 総人口には年齢不詳を含むため、年齢三区分の合計とは一致しない。

(注2) カッコ内は、平成12(2000)年、平成17(2005)年は総人口に対する割合(%)、平成22(2010)年、平成26(2014)年、平成29(2017)年は年齢不詳を除いた総人口に対する割合(%)

(出典：平成12(2000)年、平成17(2005)年、平成22(2010)年は「国勢調査」、平成26(2014)年、平成29(2017)年は「あいちの人口」(県民文化局県民生活部県民総務課)(各年10月1日現在))

表4 圏域別人口構成(平成29(2017)年10月1日現在)

区分	総人口		40歳以上人口		65歳以上人口		75歳以上人口	
	人	%	人	%	人	%	人	%
名古屋	2,484,086	58.3	1,425,478	58.3	602,685	24.6	298,877	12.2
尾張中部	328,612	60.9	198,740	60.9	88,552	27.1	41,742	12.8
尾張東部	472,295	57.4	268,018	57.4	113,239	24.3	53,529	11.5
尾張西部	516,957	60.5	310,237	60.5	136,797	26.7	65,908	12.8
尾張北部	733,813	59.2	428,389	59.2	188,008	26.0	88,033	12.2
知多半島	624,914	57.1	353,463	57.1	152,396	24.6	72,639	11.7
西三河北部	488,351	54.1	262,496	54.1	103,409	21.3	44,463	9.2
西三河南部東	426,159	55.8	236,598	55.8	95,086	22.4	43,287	10.2
西三河南部西	698,068	54.3	376,898	54.3	149,359	21.5	70,366	10.1
東三河北部	54,973	68.7	37,707	68.7	20,320	37.0	11,041	20.1
東三河南部	698,683	59.1	410,794	59.1	179,948	25.9	86,504	12.4
計	7,526,911	57.8	4,308,818	57.8	1,829,799	24.6	876,389	11.8

(注) 年齢不詳を除いた総人口に対する割合(%)

(出典：「あいちの人口」(県民文化局県民生活部県民総務課))

表6 圏域別要介護・要支援者の状況(平成29年4月末現在)

区分	第1号被保険者	要介護・要支援 認定者	出現率 (対第1号被保険者)
名古屋・ 尾張中部	596,712	107,851	18.1
海	87,973	12,905	14.7
尾張東部	111,308	16,333	14.7
尾張西部	135,904	20,477	15.1
尾張北部	187,776	25,836	13.8
知多半島	152,149	23,282	15.3
西三河北部	102,698	14,273	13.9
西三河南部東	93,662	14,604	15.6
西三河南部西	148,140	21,298	14.4
東三河北部	20,559	3,937	19.1
東三河南部	178,850	26,239	14.7
合計	1,815,731	287,035	15.8
全国	34,455,715	6,198,802	18.0

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

(2) 要介護者等の状況  
平成29年4月末現在の要介護(要支援)認定者数の状況は、「要支援」が90,490人、「要介護」が203,681人で、合計294,171人となっている。介護度別では、「要介護1」が最も多く18.5%、次いで「要介護2」の17.9%で、この2区分で全体の36.4%となっています。平成29年の要介護(要支援)認定者数を平成12年と比較すると、345.6%に増加しており、特に、要支援(955.6%)、要介護2(333.5%)、要介護3(279.8%)が大きくなり伸びている。

表5 介護度別被保険者数の状況(平成29年4月末現在)

区分	要支援					要介護					合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計		
第1号被保険者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
被保険者	42,011	46,395	88,406	53,504	51,076	37,300	32,729	24,020	198,629	287,035	
構成比	14.6%	16.2%	30.8%	18.6%	17.8%	13.0%	11.4%	8.4%	69.2%	100.0%	
出現率 (対第1号被保険者)	2.3%	2.6%	4.9%	2.9%	2.8%	2.1%	1.8%	1.3%	10.9%	15.8%	
第2号被保険者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
被保険者	772	1,312	2,084	917	1,527	902	805	901	5,052	7,136	
構成比	10.8%	18.4%	29.2%	12.9%	21.4%	12.6%	11.3%	12.6%	70.8%	100.0%	
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
被保険者	42,783	47,707	90,490	54,421	52,603	38,202	33,534	24,921	203,681	294,171	
構成比	14.5%	16.2%	30.8%	18.5%	17.9%	13.0%	11.4%	8.5%	69.2%	100.0%	

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

圏域別に第1号被保険者に対する要介護・要支援認定者の出現率をみると、割合が最も高いのは東三河北部圏域で19.1%となっており、逆に最も低い圏域は、尾張北部圏域の13.8%となっている。

県全体の第1号被保険者に対する要介護・要支援認定者の出現率をみると、15.8%となっている。全国値が18.0%であることから、県は第1号被保険者に対して要介護・要支援認定を受けられている方の割合は2.2%低くなっている。

2 愛知県の高齢者の将来推計

(1) 推計人口

平成27年国勢調査での県の高齢者人口（65歳以上）は178万人（総人口の23.8%）だが、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」による推計では、令和2年には191万人（同25.7%）、さらに令和7年には195万人（同26.5%）に達すると見込まれている。

既に超高齢社会（65歳以上の人口が総人口に占める割合が21%以上）にある全国の推移（平成27年：26.6%、令和2年：29.1%、令和7年：30.3%）と比較すると、県の高齢化率は3～4ポイント程度下回っており、人口構成は若い人が多いと言え、これまで日本の経済成長を支えてきた団塊の世代の高齢化に伴い、特に75歳以上人口は、全国を上回るペースで増加すると見込まれる。中でも、現在、高齢化率が比較的低い都市部等で、高齢者人口が急増する傾向にある。

表7 人口（年齢区分別）の将来推計

	0歳 ～14歳	15歳 ～64歳	65歳以上		計	65歳以上の割合			
			65歳 ～74歳	75歳 以上		65歳 ～74歳	75歳 以上	(%)	
平成27 (2015)年	1,607	7,717	3,385	1,754	1,631	12,709	26.6	13.8	12.8
平成32 (2020)年	1,457	7,341	3,612	1,733	1,879	12,410	29.1	14.0	15.1
平成37 (2025)年	1,324	7,085	3,657	1,478	2,179	12,066	30.3	12.2	18.1
平成27 (2015)年	103	467	178	97	81	748	23.8	13.0	10.8
平成32 (2020)年	97	456	191	92	99	744	25.7	12.4	13.3
平成37 (2025)年	90	450	195	78	117	735	26.5	10.6	15.9

(注) 平成27(2015)年：国勢調査、年齢不詳は区分に応じて割り振りを行った。  
(出典) 平成32(2020)年、平成37(2025)年：「日本の地域別将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 要介護者等の居宅・施設別推計

令和2年度の要介護者及び要支援者のうち、居宅の者は284,081人と推計され、要介護者等全体の86.2%を占めている。また、介護保険施設利用者は45,574人で、第1号被保険者の2.4%となっている。

令和2年度の施設利用者45,574人のうち、要介護4～5の者の数は58.6%の26,685人と推計されている。

令和7年度には要介護者及び要支援者のうち、居宅の者は326,383人、要介護者等全体の86.1%と推計され、介護保険施設利用者は52,845人で、第1号被保険者の2.8%と推計されている。また、介護保険施設利用者のうち、要介護4～5の者の数は58.9%の31,119人と推計されている。

表8 要介護者等の居宅・施設別推計状況

区分	平成30 (2018)年 度	平成31 (2019)年 度	平成32 (2020)年 度	平成37 (2025)年 度
要介護者等	309,521人	319,779人	329,655人	379,228人
第1号被保険者に占める割合	16.7%	17.1%	17.5%	19.9%
居宅	266,085人	275,349人	284,081人	326,383人
第1号被保険者に占める割合	14.4%	14.8%	15.1%	17.1%
施設	23,705人	24,529人	25,368人	30,339人
介護老人福祉施設	17,814人	18,006人	18,334人	20,354人
介護老人保健施設	190人	439人	708人	2,152人
介護医療院	1,727人	1,456人	1,164人	0人
介護療養型医療施設	43,436人	44,430人	45,574人	52,845人
小計	2.3%	2.4%	2.4%	2.8%
第1号被保険者に占める割合	25,210人	25,912人	26,685人	31,119人
うち要介護4、5の人数	58.0%	58.3%	58.6%	58.9%
要介護4,5の割合				

(注1) 表中の「施設」の欄については、各年度における利用者数の推計  
(出典：第7期愛知県高齢者健康福祉計画)



この計画の期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間である。

- 計画の推進及び施策・事業の範囲  
この計画の推進に当たっては、毎年度、その進捗状況を的確に把握し、計画の適切な評価や進行管理に努めている。  
この計画の施策・事業の範囲は、高齢者の保健・医療・福祉を推進するため、国、県、市町村、ボランティア、NPO（非営利団体）、民間諸団体が県において実施している施策・事業としている。なお、この計画は、指定都市である名古屋市、中核市である豊橋市、岡崎市及び豊田市における施策・事業についても含まれている。

- 計画の基本理念と基本目標  
この計画の策定に当たっての基本的な理念を次のとおりとしており、また、この理念を具体的な施策として展開するため、基本目標を定めている。

(基本理念)

社会状況が大きく変化していく中において、介護・医療など高齢者の生活に必要な支援を確保し、高齢者の誰もが、住み慣れた家庭や地域において、人としての尊厳を持って生き生きとした生活をしていくことのできる社会を築いていくことが求められている。そのため、この計画では、「高齢者の自立と自己実現を地域で支える健康福祉」を基本理念として掲げ、人と人とのつながり・支え合いにより、「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現」に向け、施策を展開していくこととしている。

(基本目標)

望ましい高齢者の健康福祉の実現のため、次の7項目を基本目標に掲げ、介護、医療、予防、生活支援サービス、住まいが地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を進めている。

- ✓ 介護保険サービスの充実
- ✓ 在宅医療の提供体制の整備
- ✓ 認知症高齢者支援対策の推進
- ✓ 介護予防と生きがい対策の推進

3 愛知県の高齢者福祉施策

- (1) 愛知県の高齢者福祉施策の策定方針概要  
県は高齢者福祉施策を推し進めるため、「愛知県高齢者健康福祉計画」及び「愛知県介護給付適正化計画」の2つの計画を立案し、実行している。  
「愛知県高齢者健康福祉計画」の策定については、保健・医療・福祉の各界代表、保険者代表、被保険者代表、学識経験者等18名を委員とする「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置し、高齢者福祉に関する県が検討すべき課題について広く意見を聴取したうえで計画策定のための検討を行い、具体的な高齢者福祉施策の事業に反映させている。  
また、「愛知県介護給付適正化計画」の策定についても、有識者から専門的な助言を求めるため、福祉の有識者を委員とした「愛知県介護給付適正化計画有識者会議」を開催し、関係者との相互理解の下に県として真に必要なとされる施策の実現ができるよう具体的な事業執行に反映させている。  
なお、住民との直接の関係を有する市町村とも、情報共有や意見交換を通じて、各市町村が抱える課題や要望を把握し、県として求められている役割を果たせるよう高齢者福祉施策の計画策定及び進捗状況の確認を行っている。

- (2) 愛知県高齢者健康福祉計画  
愛知県は、県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法第20条の9に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第118条に規定する「介護保険事業支援計画」を一体として「愛知県高齢者健康福祉計画」を策定している。  
主な内容は以下のとおりである。

■ 計画の性格と期間

この計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく法定計画として、市町村が策定する「市町村老人福祉計画」及び「市町村介護保険事業計画」における各種サービスの目標等を参酌しつつ、広域的な調整を行ったうえ策定したものであり、今後の県の高齢者健康福祉施策を進めるに当たっての総合的かつ具体的な指針となるものである。

また、この計画は、平成28年3月に策定した、県の健康福祉分野のこれからの方向性や各分野に共通する視点、重要な取組を示した「あいち健康福祉ビジョン2020」の基本理念である「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち〜『あいち健(けん)幸(こう)社会』の実現」を踏まえ、高齢者の分野について具体的な取組を示すものである。

- 国立長寿医療研究センターとあいち健康プラザの連携ラボによる認知症予防プログラムの開発

- ✓ 介護予防と生きがい対策の推進
- 地域の介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職等の育成
- あいちシルバーカレッジの定員増と学習内容の充実

- ✓ 生活支援の推進
  - 生活支援コーディネーターの資質向上への支援
  - 介護支援専門員に対する、高齢者や介護者が罹患しやすい精神疾患等への理解を深めるための研修の実施

- ✓ 高齢者の生活環境の整備
  - 既存住宅のバリアフリー化の促進
  - サービス付き高齢者向け住宅等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給促進

- ✓ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上
  - 介護支援専門員の人材養成・資質向上のための研修の実施
  - 福祉人材センターにおける離職した介護人材の登録及び求人情報の提供による介護人材の再就職の促進
  - 介護ロボットの導入支援や介護職員の労働条件の改善に取り組む事業所に対する「介護事業所人材育成認証評価事業」の実施

表10 介護職員数推計結果

	需要推計	供給推計	需要と供給の差
平成27(2015)年	91,374	91,374	0
平成30(2018)年	100,190	98,903	1,287
平成32(2020)年	107,617	104,147	3,470
平成37(2025)年	125,273	113,943	11,330

(出典：第7期愛知県高齢者健康福祉計画)

単位(人)

- ✓ 生活支援の推進
- ✓ 高齢者の生活環境の整備
- ✓ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上

具体的には以下のとおりである。

- ✓ 介護保険サービスの充実

表9 主な目標

主なサービス種別	H29年度実績見込み		第7期目標(R2年度末)
	単位	回/年	回/年
居宅サービス	訪問介護	8,404,968	14,505,598
	通所介護	7,098,096	8,030,240
	短期入所生活介護	2,125,704	2,335,887
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	35,196	46,108
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,240	12,986
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	24,811	26,281
	介護老人保健施設	18,407	18,986

(出典：第7期愛知県高齢者健康福祉計画概要版より一部修正)

- ✓ 在宅医療の提供体制の整備
  - 退院支援から生活の場における支援、急変時の対応、看取りまで、切れ目のない在宅医療提供体制構築の推進
  - 二次医療圏に1か所以上の地域医療支援病院の整備の推進

- ✓ 認知症高齢者支援対策の推進
  - 認知症サポーターの養成
  - 認知症カフェの設置促進
  - 早期診断・早期発見ができる体制整備のための研修の実施
  - 愛知県若年性認知症総合支援センターの運営
  - 認知症の人にやさしい企業サポーターの養成
  - 認知症パートナー宣言

(3) 愛知県介護給付適正化計画  
 県においては、国の「第4期介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、受給者が真に必要なとする過不足ない介護サービスを提供し、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、「第4期愛知県介護給付適正化計画」を策定している。

県においては、第4期介護給付適正化計画において取り組むべき事業として、第1期・第2期及び第3期に引き続き、「認定調査状況チェック」、「ケアプランチェック」、「住宅改修実態調査」、「医療情報との突合・総覧点検」及び「介護給付費通知」について実施することとしている。

各事業の実施目標値の設定についての考え方と目標項目及び目標値については以下のとおりである。

表11 目標値の設定についての考え方

認定調査状況 のチェック	第3期の目標を100%としており、28年度実績として96.1%の保険者が達成したため、引き続き100%を目標として設定する。
ケアプラン チェック	効果が高いと考えられるケアプラン（事業所）を抽出し、以下のとおり設定する。 ケアマネジャーが一人の事業所：3か年で全ての事業所 特定事業所加算を算定していない事業所：3か年で全ての事業所 初回加算を算定したケアプラン：初回加算算定請求件数の5%
住宅改修実態 調査	質的向上を図る観点から、一定水準以下の保険者の水準を引き上げるため、極端に目標設定の低い保険者を除き、保険者が目標として設定した割合の単純集計による平均値とする。
医療情報との 突合・総覧点 検	費用対効果が最も見込まれる項目であり、重点的あるいは優先的な取組を促進する必要があることから、保険者からの意見を基に、それぞれ効果が高いと考えられる2帳票を抽出し、12か月として設定する。
介護給付費 通知	第3期の目標設定を12か月としており、28年度実績として84.3%の保険者が達成したため、引き続き12か月を目標として設定する。

(出典：第4期愛知県介護給付適正化計画)

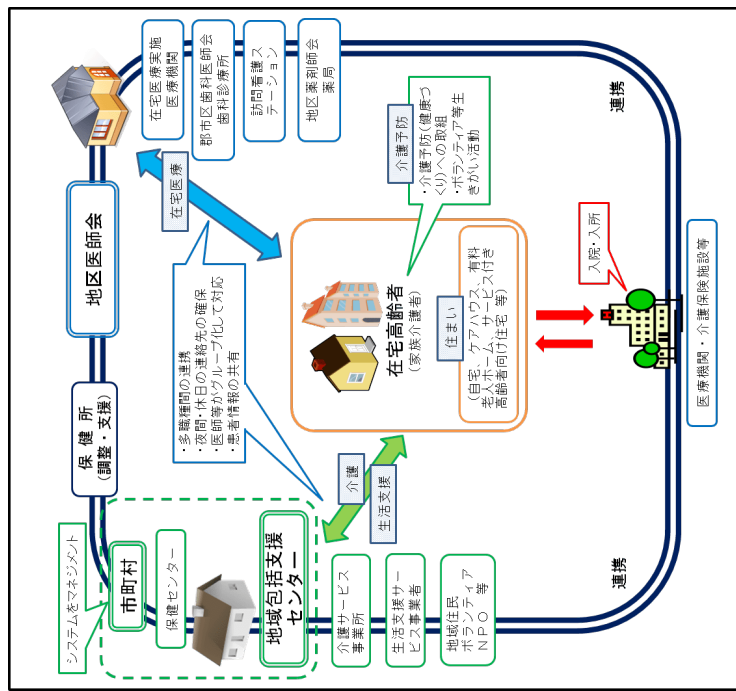


図8 地域包括ケアシステム  
 (出典：第7期愛知県高齢者健康福祉計画)

第4章 監査の結果

1 低所得者利用者負担軽減助成事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 事業の概要

県は、介護保険によるサービスの1割の利用者負担分、食費、居住費等について、市町村が低所得者の負担の軽減を図るために必要な経費を助成している。

事業内容は以下のとおりである。

- 障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において定率負担額が0円であった者で、65歳に達した者等に対する利用者負担額の軽減
- 社会福祉法人等が行う低所得者に対する利用者負担額の軽減等補助率 国1/2、県1/4、(市町村)1/4)

予算額は14,118千円となっている。

なお、社会福祉法人等による低所得者利用者負担軽減制度については以下のとおりである。

(目的)

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするもの。

(実施主体)

市町村

(対象者)

要介護被保険者、要支援被保険者又は基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当した者であって、市町村民税世帯非課税者のうち次の要件の全てを満たす人のうち、利用者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認められた人及び生活保護受給者。軽減対象者と認定され

表12 主要5事業実施率

区 分	28年度実績	32年度目標
認定調査状況チェック	100.0%	100%
ケアプランチェック	90.2%	100%
住宅改修の点検	98.0%	100%
福祉用具購入・貸与調査	78.4%	100%
縦覧点検	100.0%	100%
医療情報との整合	80.4%	100%
介護給付費通知	90.2%	100%

(出典：第4期愛知県介護給付適正化計画)

表13 主要5事業点検割合等

項目	単位	28年度実績	32年度目標
認定調査状況チェック	更新認定点検割合	% 99.7	100
	変更認定点検割合	% 99.9	100
	一人ケアマネ	% -	100
ケアプランチェック	特定事業所加算未算定	% -	100
	初回加算	% -	5
	施工前点検割合	% 15.3	30
住宅改修等の点検	施工後点検割合	% 11.8	30
	購入	% 22.9	25
	貸与	% 32.2	35
福祉用具	突合区分「01」	月 -	12
	突合区分「02」	月 -	12
医療情報との突合・縦覧点検	点検種類「5」	月 -	12
	点検種類「9」	月 -	12
介護給付費通知	年間提供月数	月 10.2	12

(注)1 各項目の平成28(2016)年度実績は、各保険者の実績値の単純集計平均値を、平成32(2020)年度目標は県として各保険者が目標とすべき値を設定した。

(注)2 突合区分「01」：(介護情報)全てのサービス種別(医療情報)入院中  
突合区分「02」：(介護情報)居宅療養管理指導費(1)等(医療情報)在宅介護管理料  
点検種類「5」：要介護認定期間の半載を超える短期入所受給者一覽表  
点検種類「9」：軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覽表

(出典：第4期愛知県介護給付適正化計画)

ると、市町村から「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」が交付され、社会福祉法人は、当該確認証を提示した利用者に対し、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。

(要件)

- 年間収入が単身世帯で150万円（世帯が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下
- 預貯金等が単身世帯で350万円（世帯が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。
- 負担能力のある親族等に扶養されていない。
- 介護保険料を滞納していない。

(軽減対象サービス)

介護保険法に基づく次に掲げるサービス

1. 訪問介護
2. 通所介護
3. 短期入所生活介護
4. 夜間対応型訪問介護
5. 地域密着型通所介護
6. 認知症対応型通所介護
7. 小規模多機能型居宅介護
8. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
9. 介護福祉施設サービス
10. 介護予防短期入所生活介護
11. 介護予防認知症対応型通所介護
12. 介護予防小規模多機能型居宅介護
13. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
14. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
15. 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

(軽減の対象となる利用者負担額)

対象となる利用者負担額は、対象者が対象サービスを利用する際に負担する額のうち、次に掲げる費用。ただし、短期入所生活介護、地

域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

1. 介護費負担
2. 食費負担
3. 居住費（滞在費）負担
4. 宿泊費負担

(2) 監査の手続

- ア 監査の視点
- ✓ 社会福祉法人に対する低所得者利用者負担軽減制度への協力の働きかけを通じて制度の実施率が十分な率となっているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

ア 低所得者利用者負担軽減への協力促進について【意見】

(ア) 検出事項

低所得者の方でも介護を受けられるように負担の軽減を図るべく、市町村を通じて事業所への働きかけを行っている。しかしながら、全事業所に協力8割とかなり高い率とはなっている。しかしながら、全事業所に協力してもらえない状況までは至っていない。



表 14 低所得者負担軽減制度の実施率（平成30年度）

市町村	対象事業所	実施事業所	実施率	市町村	対象事業所	実施事業所	実施率
名古屋市	655	625	95.4%	あま市	18	13	72.2%
岡崎市	102	79	77.5%	長久手市	23	14	60.9%
一宮市	136	93	68.4%	東郷町	21	7	33.3%
瀬戸市	39	15	38.5%	豊山町	4	2	50.0%
半田市	16	15	93.8%	大口町	15	14	93.3%
春日井市	74	59	79.7%	扶桑町	10	9	90.0%
津島市	22	15	68.2%	大治町	6	4	66.7%
碧南市	25	20	80.0%	蟹江町	12	1	8.3%
刈谷市	27	19	70.4%	飛島村	5	3	60.0%
豊田市	154	123	79.9%	阿久比町	11	9	81.8%
安城市	56	51	91.1%	南知多町	19	17	89.5%
西尾市	55	46	83.6%	美浜町	18	4	22.2%
犬山市	25	17	68.0%	武豊町	18	11	61.1%
常滑市	22	20	90.9%	幸田町	21	9	42.9%
江南市	35	27	77.1%	東海市	34	25	73.5%
小牧市	46	39	84.8%	大府市	26	19	73.1%
稲沢市	36	28	77.8%	知多市	33	12	36.4%
知立市	22	19	86.4%	東浦町	29	16	55.2%
尾張旭市	23	16	69.6%	豊橋市	100	79	79.0%
高浜市	17	15	88.2%	豊川市	79	35	44.3%
岩倉市	14	14	100.0%	清海市	47	33	70.2%
豊明市	20	20	100.0%	新城市	29	21	72.4%
日進市	26	16	61.5%	田原市	38	25	65.8%
愛西市	20	17	85.0%	設楽町	10	9	90.0%
清須市	17	17	100.0%	東栄町	8	4	50.0%
北名古屋	14	14	100.0%	豊根村	4	0	0.0%
弥富市	21	16	76.2%	合計	2,374	1,859	78.3%
みよし市	17	9	52.9%				

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

このような状況の中、国は県に対し、以下のように市町村及び社会福祉法人への事業実施への一層の働きかけを求めている。

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減助成制度について  
 (事業実施の推進)  
 ○ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減助成制度は、社会福祉事業の実施を任務とし、税制優遇措置を

受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減を行うことは、法人本来の使命という考えの下、低所得者の介護保険サービスの利用促進の観点から制度化しているものである。

- 本事業の制度趣旨を踏まえ、全ての地域において本事業が利用できるような体制を整備することが重要であり、平成26年の社会福祉法の改正の趣旨も考慮し、各都道府県におかれては、引き続き、管内で未実施の市町村及び社会福祉法人に対し、各事業実施への一層の働きかけをお願いする。また、個々の施設における本事業の実施状況は介護サービス情報公表システムにより確認できることとなっているので、利用者の利便性の向上の観点から、当該システムを通じた周知も図りたい。

社会福祉法人の制度趣旨からすると、当該負担軽減については全ての事業所が実施すべきと想定されるが、負担軽減に協力していない事業所が存在している。

社会福祉法第24条第2項より抜粋  
 社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

(イ) 意見

低所得者利用者負担軽減の実施事業所であるか否かは、介護サービス情報公表システムで公表されているもの、介護サービスの利用者はそこまですぐ公開されている情報を読み込んでいない可能性も想定される。また情報量も膨大であるため、求める情報にたどり着きにくい状況にある。仮に情報を把握していたとしても専門的知識がない方が理解するのは容易ではない。

そのため、低所得者利用者負担軽減という制度を利用者の方に認知してもらおうと共に、介護支援専門員に対しても周知することにより、利用者が介護事業所を選定する際に当該情報が有効に活用され、協力している事業所が利用者から選択されやすくなることで、協力してもらえる事業所を増やすような取組が望まれる。

また、県の役割としては、上記に示したような市町村（特に積極的な取組を行っている市町村）の情報を各市町村と共有し、周りの状況を意識してもらおうことで、市町村の取組強化を推進することが望ましい。

2 介護サービス第三者評価推進事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 事業の概要

県は、利用者が良質なサービスを選択するために必要な情報を広く提供し、事業所による介護サービスの質の向上を促す「介護サービスの第三者評価」(介護サービス情報の公表、地域密着型サービスの外部評価) 事業を推進している。

- 普及啓発事業の実施
- 情報公表システムの運用管理
- 情報公表調査事業の実施

予算額は 29,108 千円となっている。「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法に基づき、介護保険の利用者が介護サービス事業所(以下「事業所」という。)を選択するための判断に資する情報を円滑かつ容易に取得できることを目的として、平成18年4月に創設された制度である。

都道府県知事は、事業所から報告された内容を公表することになるが、必要に応じてその内容を調査することができるとされており、県では、開設3年目以降の調査を希望する事業所に対して、手数料を徴収して調査を実施している(開設2年目の事業所に対しては公費(国1/2、県1/2)で実施)。  
この調査は指定機関が実施しており、制度創設から平成23年度までは指定調査機関に委任し、手数料も直接徴収していたが、平成24年度からは、法改正により県が事業所から手数料を徴収したうえで、指定調査機関に業務委託する形となった。

介護サービス情報公表システムについて(厚生労働省のホームページより抜粋)

介護サービス情報公表システムは、全国の介護サービス事業所・施設の情報が掲載されているホームページです。所在地や提供しているサービスの情報から、ご本人だけではなく、ご家族がお住まいの地域の事業所や施設も検索することができます。介護サービス情報公表システムは「見やすい」「使いやすい」「わかりやすい」システムを目指し、適宜リニューアルを行っており、インターネット初心者や初めて介護サービスを利用される方でも簡単に利用できるシステムとなっています。

(介護保険法第115条の35より抜粋)

介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しよとするとときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による報告に対し、介護サービス情報のうときは、当該報告をした介護サービス事業者に対して、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

(2) 監査の手続

ア 監査の視点

- ✓ 介護保険法に基づき、全ての事業所の介護サービス情報が公表されているか。
- ✓ 指定調査機関への調査対象事業所の割り当ては、独立性に配慮して行われているか。

✓ 今後の介護サービス情報の公表が効率的かつ円滑に進むように、指定調査機関の調査結果や修正の内容を分析しているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問



(3) 監査の結果

ア 介護サービス情報の公表について【意見】

(ア) 検出事項

表のとおり、介護サービス情報を公表していない事業所(32事業所が該当)が存在しているが、介護サービス情報公表システムで事業所名の公表が行われていない。

表15 介護サービス情報の公表事業所

当初公表対象事業所数	5,571
休止事業所数	31
廃止事業所数	171
公表対象事業所数	5,369
報告の無い事業所数	32
報告済事業所数	5,337
公表率	99.40%

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

なお、上記の表に記載の報告済事業所数は、最終的に報告のあった事業所の数である。当初の報告期限において報告の無かった事業所への対応として、県は再三に渡る郵便、FAXでの督促や市町村に対する周知徹底の呼び掛けを行っている。それでも報告が無い場合には、実地指導により、全ての事業所から報告をもらえるように努めている。

また、情報を公表していない事業所の中には、県が発送した郵便物が宛先不明で返送されてくる等、事業を廃止した可能性のある事業所も存在している。事業を廃止した事業所は介護保険法に基づき、廃止した旨を都道府県知事に届け出る必要があるが、介護サービス事業所は6年ごとに指定(許可)の更新を受ける必要があるため、その時点で事業所から外れることとなるため、費用対効果の観点から廃止事業所の積極的な調査は行われていない。

介護保険法第75条第2項より抜粋

指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

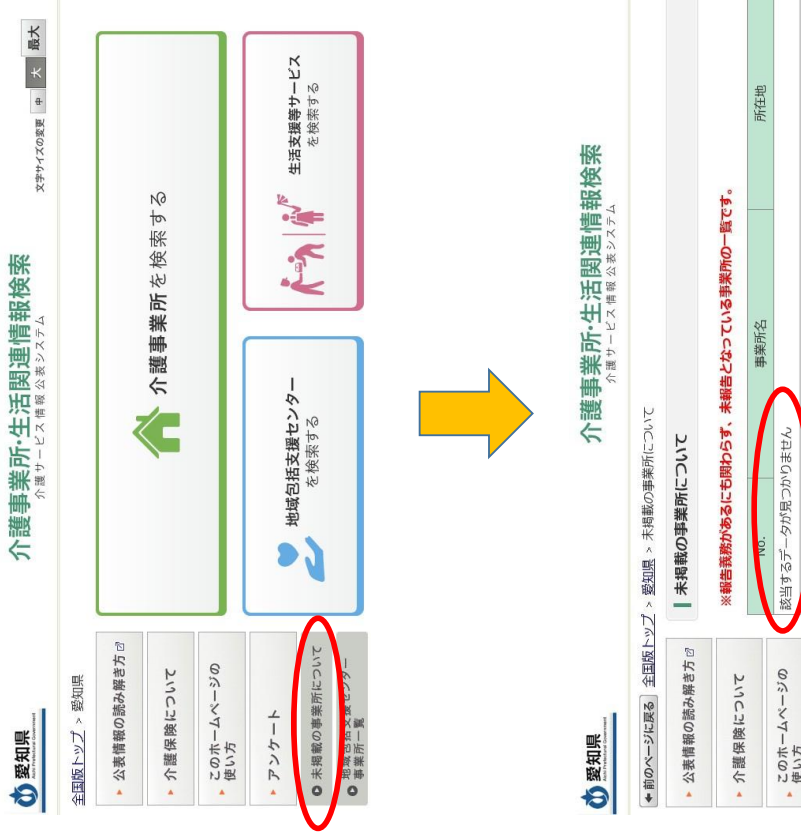


図9 介護サービス情報公表システム画面

(出典：厚生労働省HP 介護サービス情報公表システム画面)

(イ) 意見

介護サービスに関する情報を県に報告するのは介護サービスを行う事業所の義務であるため、監督者の責務として、義務不履行の事業所の情報は公表することが望ましい。

特に県においては、介護サービス情報公表システム上に「未掲載の事業所について」という項目を設けており、そこに「該当するデータが見つかりません」との記載があると、全ての事業所が情報を公表しているものと誤解を招きかねないため、留意することが望ましい。

表 16 各調査機関の調査件数

調査機関名	調査可能件数	調査件数
特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント	55	34
特定非営利活動法人『サークル・福寿草』	100	49
公益財団法人総合健康推進財団	100	40
株式会社中部評価センター	300	108
特定非営利活動法人なごみ(和)の会	130	49
特定非営利活動法人HEART TO HEART	450	182
株式会社ユニバーサルリンク	250	144
株式会社第三者評価機構	150	48
一般社団法人福祉サービス評価センター	43	18
合計	1,578	672

(出典：調査機関名、調査可能件数については、「介護サービス情報公表調査事業について」より抜粋、調査件数については各調査機関の調査報告より監査人が集計)

ただし、地域密着型サービス外部評価事業（民間同士の契約）において外部評価を受ける事業所については、厚生労働省の平成21年2月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料にある考え方に基き、地域密着型サービス外部評価事業における調査の申込に合わせ、調査機関が割り当てられているケースがある（27事業所（全体に対する4%）が該当）。

(厚生労働省「平成21年2月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」より抜粋)  
 ○ さらに、事業者に過剰な事務負担、調査負担が生じないよう、調査方法の効率化、具体的には情報公表制度の調査機関と外部評価制度の評価機関が共通の場合、同一日に両制度の調査を実施することが考えられる。

(イ) 意見  
 事業所の事務負担、調査負担に配慮したことによる結果ではあるが、調査機関の割り当てに関しては、独立性阻害要因の排除、また評

イ 指定調査機関の割り当てについて【意見】

(ア) 検出事項

各調査機関が、どの事業所を調査するかについては、調査機関が事業所に対して独立性を保持できることを担保するために、2年連続で同じ事業所の担当とならないように配慮して、高齢福祉課の介護保険指定・指導グループで分担を決めている。

- (参考)「介護サービス情報の公表」指定調査機関の指定要件より抜粋
- 1 調査機関の要件
  - (1)、(2) 省略
  - (3) 当該法人が調査しようとする介護サービスを、当該法人が自ら提供していないこと。
  - (4) 当該法人が調査しようとする介護サービスを現に提供する事業者の役員、職員、3親等以内の血縁関係者又はこれらであつた者が、当該法人の役員の過半数を占めていないこと、又は、法人の定款等に、調査事務に関して当該法人の理事会と区分して業務を決定することを定めているとともに、調査事務に関する会計を当該法人の会計から区分し、特別の会計として経理すること。
  - (5) 当該法人が調査しようとする介護サービスを現に提供する事業者が、当該法人の会員の過半数を占めていないこと、又は、法人の定款等に、調査事務に関して当該法人の会員の決定と区分して業務を決定することを定めていること。

表 17 調査機関および修正数

調査機関名	修正数		
	最小	最大	平均
特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント	0	119	22.9
特定非営利活動法人『サークル・福寿草』	0	104	20.3
公益財団法人総合健康推進財団	0	221	22.1
株式会社中部評価センター	0	101	10.1
特定非営利活動法人なごみ(和)の会	0	39	9.3
特定非営利活動法人HEART TO HEART	0	155	9.9
株式会社ユニバーサルリンク	0	19	4.3
株式会社第三者評価機構	0	120	8.1
一般社団法人福祉サービズ評価センター	0	13	3.5

(出典：各調査機関の調査報告より監査人作成)

(イ) 意見

修正数があまりに多いと調査時間を要すると共に、調査機関側でも誤りを見落とす可能性が高まり、効率的ではないと考えられる。例えば、修正内容の分析を行い、誤りの多い事例等を周知することで、各事業所の当初の登録内容の正確性を高めることは可能と考えられる。

そういった取組により、調査機関の手間を減らし、調査時間の削減を図ることで、事業予算の削減に繋げることができると望ましい。調査結果の分析及び周知に取り組むことが望ましい。

価の均質化のためにも、例外なく、連続して同じ組み合わせとならないように配慮することが望ましい。

「平成21年2月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」の記載も、評価機関が同一の場合には同一日に実施することが考えられるということであり、評価機関が異なるということが前提にあれば、これは当てはまらない。独立性の担保と事務負担、調査負担の軽減のいずれを優先するかという難しい課題ではあるが、検討することが望ましい。

なお、外部調査機関は上記のとおり9機関あり、いずれの調査機関においても、調査可能件数に対して実際の調査件数はかなり少なく、調査余力の観点からは障害はない。

ウ 調査結果の分析について【意見】

(ア) 検出事項

調査機関からは、調査終了後に事業所ごとの調査日、調査員氏名、常勤・非常勤の別、常勤の場合の月給、非常勤の場合の日当、調査時間、往復時間、とりまとめ時間、交通費、修正数(事業所が県に報告した情報のうち、調査機関が誤りと認定し、介護サービズ情報公表システム上の情報を修正した数)について報告をもらっている。また、各調査機関とは毎月、会議を行っており、調査状況については、共有が図られている。

修正の内容については、県自ら介護サービズ情報公表システム上で確認が可能である。指定調査機関からの報告によれば、事業所間で修正数にかなりのばらつきがあるが、その要因については分析が行われていない。

3 介護事業所人材育成認証評価事業

○対象部署 福祉局高齢福祉課

(1) 事業の概要

県は、人材育成や職場環境の改善等の取組が一定レベル以上の介護保険事業所に認定証を交付することで、事業所の意識改革を行い、事業所の人材育成の取組を一層推進するとともに、求職者に対する指標を与えている。

事業内容は、認証評価を希望する事業所から申請を募り、介護サービス情報公表制度における任意調査の受審などの評価項目を満たしている事業所を優良事業所として認証するというものである。

評価項目

- ① 新規採用者育成計画の策定
- ② 新規採用者研修の実施
- ③ OJT指導者に対する研修等の実施
- ④ 資質向上目標及び具体的計画の策定
- ⑤ 資質向上計画に係る研修の実施又は研修機会の確保
- ⑥ 能力評価の実施又は資格取得のための支援の実施
- ⑦ 人材育成を目的とした意見交換（面談）の実施
- ⑧ 給与体系又は給与表の導入及び職員への周知
- ⑨ 休暇取得・労働時間縮減のための取組の実施
- ⑩ 出産後復帰に関する取組の実施
- ⑪ 育児、介護を両立できる取組の実施
- ⑫ 健康管理に関する取組の実施
- ⑬ 情報公表調査の任意の受審
- ⑭ 地域との交流
- ⑮ 関係法令の遵守

予算額は2,183千円となっている。

当該事業の実施要綱は以下のとおりである。

(目的)

第1条 この要綱は、介護事業者に対して人材育成の取組が一定レベル以上の事業所に対して認証を行い、人材育成に関する見える化を行うことで、従業員の質の向上に寄与するとともに、介護従事者の確保の推進を図ることを目的とする。  
(対象事業所)

第2条 外部評価を実施する事業所は、厚生労働省が提供する「介護サービス情報公表」において、介護サービス情報公表調査を任意で実施する事業所とする。  
(認証評価の申請)

第3条 本認証を受けようとする事業所は、別に定める申請書を所定の日時までに提出するものとする。

(評価の実施)

第4条 認証の評価項目及び認証基準は別紙のとおりとする。  
(認証事業所の決定)

第5条 認証を行う事業所の決定については、「介護サービス第三者評価推進会議」で意見聴取のうえ、県が行う。

(認定証の発行)

第6条 認証を受けた事業者に対しては、認定証を発行する。

2 認定証の様式については、別に定める。

(連続認証の認定証の発行)

第7条 3年、5年、10年連続して認証を受けた事業所については、通常の認定証に加えて、連続認証の認定証を発行する。  
2 連続認証の認定証の様式については、別に定める。

(認証事業所の公表)

第8条 認証を受けた事業者については、愛知県高齢福祉課のホームページで公表する。

(認証事業所への検査及び認証の取消し)

第9条 県は、認証を行った事業所に対して、認証の要件が具備されているか等を確認するため、書類の提出を求め、事業所の職員から状況を聴取し、又は必要な検査を行うことができる。

2 認証を受けた事業所は、前項の検査等が実施される場合には、積極的に協力するものとする。

3 県は、事業所が第1項に定める検査等に協力しないとき、又は第1項の検査等の結果、事業所が認証の要件を欠くことを確認したときは、認証を取り消すことができる。

(ロゴマーク使用取扱規程)  
 第14条 認証事業所はロゴマークを使用する場合には、別に定める「愛知県介護事業所人材育成評価認証事業ロゴマーク」使用取扱規程を遵守しなければならない。

- (2) 監査の手続  
 ア 監査の視点  
 ⅴ 認証評価の結果、「事業所の意識改革を行い、事業所の人材育成の取組を一層推進するとともに、求職者に対する指標を与える。」という事業の目的は達成されているか。

- イ 監査の手続  
 ⅴ 関係資料の閲覧  
 ⅴ 担当者への質問

- (3) 監査の結果  
 ア 認証取得の申請数について【意見】  
 (ア) 検出事項  
 認証評価制度の認知度が低く、介護事業所総数(5,369事業所)に対し、過去の申請事業所数は下表のとおりであり、制度創設から4年が経過しているが、申請数が伸び悩んでいる。

表18 過去申請数

年度	申請数	認証数	連続認証
H27	177	102 (58%)	—
H28	138	75 (54%)	—
H29	100	83 (83%)	26
H30	108	102 (95%)	32

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

その対策として、認証を得た場合のロゴマークを利用者、介護支援専門員、求職者に浸透させるため、協賛企業もロゴマークを使用できるようにする等、広報に努めている。

(イ) 意見

(愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク)  
 第10条 当事業のロゴマークは別に定めるマークとする。  
 2 ロゴマークに関する一切の権限は、愛知県知事に属する。  
 (認証事業所及び企業等によるロゴマークの使用の届出及び使用目的変更の届出)

第11条 認証を受けた事業所がロゴマークの使用を希望する場合は、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク使用届出書(様式1)」を知事に提出しなければならない。

2 介護保険事業所以外の本事業の趣旨に賛同する企業が、ロゴマークの使用を希望する場合は、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業協賛企業ロゴマーク使用届出書」(様式2)を県に提出しなければならない。

3 ロゴマーク使用者がロゴマークの使用目的を変更する場合は、「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク使用目的変更届出書」(様式3)を県に提出しなければならない。

4 前二項に規定する届出を行った認証事業所等は商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類等に、ロゴマークを使用することができる。

(使用の届出及び使用目的変更の届出の受理)  
 第12条 知事は前条に定める届出書の提出後、その内容を審査し、当該使用が「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」の目的に合致しない場合は、届出書を受理しないことができる。  
 (使用権の取消し等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用者に対し、使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 認証事業所が都道府県知事又は市町村長から人員・設備・運営基準違反等により、勸告以上の行政指導又は行政処分を受けたとき。
- (2) 当該事業を休止したとき。
- (3) ロゴマーク使用者が使用取扱規程に付した条件に違反したとき。
- (4) 届出書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (5) その他、ロゴマークの使用継続が不相当であると認められたとき。

2 知事は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。



介護サービスを行う人材の不足に対応すべく、優良な事業所に、人が集まりやすいような仕組みを構築し、事業所のモチベーションを高めようとしている点は評価できる。しかしながら、制度創設から4年が経過してもなお、申請数が全く伸びていない。これに対し、愛知県介護サービス第三者評価推進会議において、各委員から有用な意見を受領している。委員の構成は次のとおりであり、介護サービスに関連する各分野に精通した多様な方から意見を収集できる貴重な場が存在している。

愛知県介護サービス第三者評価推進会議委員の構成

- ・ソレイユ法律事務所（愛知県弁護士会所属） 弁護士
- ・名古屋大学大学院医学系研究科 講師
- ・国立長寿医療研究センター 内科総合診療部長兼長寿医療研修センター長
- ・日本司法支援センター愛知地方事務所 事務局長
- ・愛知県老人福祉施設協議会 監事
- ・愛知県市長会
- ・春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課長
- ・愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会
- ・愛知県町村会 東浦町役場健康福祉部福祉課長
- ・一般社団法人愛知県福祉士会 会長
- ・公益社団法人愛知県医師会 理事
- ・公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部 事務局
- ・愛知県認知症グループホーム連絡協議会 会長
- ・一般社団法人福祉評価推進事業団 代表理事

（出典：愛知県介護サービス第三者評価推進会議委員名簿）

介護サービス第三者評価推進会議で各委員から出された次のような意見も取組に反映させ、ロゴマークを含めた制度全体の仕組みについて周知し、介護人材及び事業所へのメリットをより一層アピールしていくことが望ましい。

介護サービス第三者評価推進会議 意見

- ✓ 使用数の制限があるわけではないので、ロゴマークの使用要件を緩和していく

- ✓ 使用申請をした事業所からロゴマークを使用してどのようなメリットがあったかなどの情報を収集し周知する
- ✓ 新聞の広報記事等に大きく載せてもらう
- ✓ 学校法人に制度を伝えていく（就職の際の指標になるように）
- ✓ 福祉の専門学校や大学へ県職員が制度の説明に行く
- ✓ 福祉系の就職説明会でこの制度が活かせるように説明する
- ✓ 県民に対し、「良い施設の選び方」というような講座を開催する
- ✓ 具体的な申請数等の目標値を設定し、ビジョンを示す
- ✓ 企業側のメリットをアピールする
- ✓ 事業者に対し、時代の変化に合わせた人材の受け入れに協力する

（出典：平成30年度愛知県介護サービス第三者評価推進会議会議録）

4 高齢者地域福祉推進事業助成

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 事業の概要

県は、老後の生活を健全で豊かなものとするため、教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を図ることを目的として小地域単位に設置された老人クラブや市町村老人クラブ連合会が行う事業に助成している。

また、県内老人クラブの健全育成と相互の連絡調整を図るために設置された公益財団法人愛知県老人クラブ連合会に対し、運営費の助成及び老人クラブ活動推進員の設置助成を行っている。

事業内容及び予算額は以下のとおりである。

単位老人クラブ・市町村老人クラブ連合会への助成

- クラブ数、会員数
- 3,444クラブ 会員251,977人（名古屋市、中核市を除く。）
- 基準額 知事が必要と認めた額
- 補助率 国1/3、県1/3、(市町村)1/3)
- 予算額 108,169千円
- 愛知県老人クラブ連合会への助成
- 運営費 760千円
- 活動推進員 6,224千円
- 高齢者スポーツ普及促進事業助成 572千円
- 高齢者相互支援事業 300千円

老人クラブ活動等事業実施要綱及び、老人クラブ事業運営要綱は以下のとおりである。

老人クラブ活動等事業実施要綱

1. 目的

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されていくところである。

このため、本事業を通じて老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。

2. 事業内容

老人クラブは、個々の「老人クラブ」を基礎組織として、市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとに「市町村老人クラブ連合会」（以下、「市町村老連」という。）、都道府県・指定都市ごとに「都道府県・指定都市老人クラブ連合会」（以下、「都道府県・指定都市老連」という。）、さらに中央に「全国老人クラブ連合会」を組織して活動を行っているところであるが、本事業は、別添「老人クラブ等事業運営要綱」に沿って事業を行う老人クラブ、市町村老連及び都道府県・指定都市老連に対し、同運営要綱3の(1)及び(2)にあつては市町村が、同(3)にあつては都道府県・指定都市が、同(4)にあつては市町村又は都道府県・指定都市が、助成を行う事業とする。

3. 留意事項

本事業の実施にあつては都道府県・指定都市及び市町村は、老人クラブ、市町村老連及び都道府県・指定都市老連と連携を図るとともに、老人クラブ等に対する支援に努め、必要に応じ助言指導を行うものとする。

老人クラブ事業運営要綱

1 組織について

(1) 老人クラブ

ア 会員

(ア) 年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

(イ) 老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織するものとする。

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を超える区域における組織化を妨げないものとする。

イ 会員の規模

おおむね30人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別な事情のある場合には、この限りではない。



力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業

ウ 地域支え合い事業

子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業

エ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織の設置（委員会・部会等）や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業

オ 市町村老連活動支援体制強化事業

上記事業を円滑に実施するための企画立案等を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

(3) 都道府県・指定都市老連

ア 老人クラブ等活動推進事業

都道府県・指定都市老連における老人クラブ等活動推進員の設置、老人クラブや市町村老連の活動促進のための企画立案、その他生きがいと健康福祉に資する各種事業

イ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けのスポーツ・体操等の指導者養成のための研修会・各種講演会の開催や介護予防に係る取組の先駆的事例の収集・普及及び関係機関・団体等との連携のための連絡会の開催等健康づくり・介護予防に資する各種事業

ウ 地域支え合い事業

高齢者の相互支援活動や地域の支え合い活動を推進する指導者養成のための研修会や地域の課題を的確に把握し、取り組んでいくための調査等の地域の支え合いに資する各種事業

エ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織化の支援及び若手高齢者の意識・実態に係る調査等の老人クラブの加入促進に資する各種事業

(4) その他高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする等、市町村老連又は都道府県・指定都市老連が行う事業として適当と認められる事業

4 その他

収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくかなければならない。

ウ 役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことが出来るものとする。

(2) 市町村老連

ア 組織の構成

市町村の地域を範囲として、当該地域内の老人クラブにおいて組織するものとする。

イ 役員

代表者としての会長及びこれを補佐する副会長の他必要な役員を置くものとする。

ウ 組織の運営

事務局については自主的に設置運営するよう努めるものとする。

また、目的を達成するために必要に応じて、委員会を設置するものとする。

(3) 都道府県・指定都市老連

ア 組織の構成

都道府県・指定都市の地域を範囲として、当該地域内の市町村老連及び老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員及び組織の運営

(2) のイ及びウに準じるものとする。

2 実施主体について

3の(1)の事業は老人クラブ、同(2)の事業は市町村老連、同(3)の事業は都道府県・指定都市老連、同(4)の事業は市町村老連又は都道府県・指定都市老連を実施主体とする。

3 事業について

(1) 老人クラブ事業

老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め健康づくりに進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動

(2) 市町村老連事業

ア 活動促進事業

老人クラブ及び都道府県・指定都市老連と連携した調査研究、啓発広報活動等老人クラブの活動促進に資する各種事業

イ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動及び体

- (2) 監査の手続  
 ア 監査の視点  
 ✓ 老人クラブや市町村老人クラブ連合会への助成を通じて、老人クラブ活動等の活性化が図られているか。

- イ 監査の手続  
 ✓ 関係資料の閲覧  
 ✓ 担当者への質問

- (3) 監査の結果  
 ア 老人クラブの加入率の減少について【意見】  
 (ア) 検出事項  
 下表のとおり当事業の助成の対象となっている老人クラブの加入率は年々減少している。

表 19 老人クラブの加入率

市町村名	平成28年度末 加入率	平成29年度末 加入率	平成30年度末			
			合計		60歳以上 人口	加入率
			クラブ数	会員数		
一宮市	27.5%	26.3%	465	29,860	122,146	24.4%
瀬戸市	5.8%	3.5%	49	2,463	44,971	5.5%
半田市	18.9%	12.7%	103	5,277	34,590	15.3%
春日井市	8.5%	8.1%	112	7,216	93,941	7.7%
豊川市	14.1%	13.0%	127	7,481	57,894	12.9%
津島市	14.4%	14.0%	60	3,050	21,746	14.0%
碧南市	35.7%	35.0%	128	7,268	20,990	34.6%
刈谷市	20.9%	20.0%	55	7,253	37,464	19.4%
安城市	23.9%	23.2%	99	10,956	47,937	22.9%
西尾市	28.6%	27.6%	124	13,477	52,382	25.7%
蒲郡市	11.8%	11.7%	55	3,127	27,924	11.2%
犬山市	10.1%	9.7%	53	2,368	25,333	9.3%
常滑市	29.7%	28.0%	88	4,627	17,600	26.3%
江南市	13.5%	13.0%	71	3,771	32,165	11.7%
小牧市	11.9%	11.2%	69	4,688	43,861	10.7%

稲沢市	37.1%	35.4%	170	14,798	44,528	33.2%
新城市	8.7%	8.5%	27	1,368	19,288	7.1%
東海市	21.5%	21.2%	152	6,910	30,642	22.6%
大府市	18.6%	18.4%	72	4,174	23,654	17.6%
知多市	33.7%	33.0%	77	8,909	27,918	31.9%
知立市	18.2%	17.5%	53	2,973	17,619	16.9%
尾張旭市	6.4%	6.2%	22	1,597	25,468	6.3%
高浜市	13.3%	12.5%	17	1,357	11,424	11.9%
岩倉市	21.3%	20.2%	27	2,868	14,452	19.8%
豊明市	21.5%	20.7%	51	4,102	21,519	19.1%
日進市	32.1%	31.4%	40	6,989	22,462	31.1%
田原市	59.1%	57.7%	107	11,844	20,741	57.1%
愛西市	31.0%	29.9%	113	6,279	22,705	27.7%
清須市	24.2%	23.6%	45	4,389	19,451	22.6%
北名古屋	13.3%	12.9%	17	3,069	24,433	12.6%
弥富市	32.7%	31.5%	67	4,066	13,427	30.3%
みよし市	26.2%	23.5%	21	3,137	14,096	22.3%
あま市	21.1%	20.4%	128	5,372	27,149	19.8%
長久手市	13.5%	13.1%	19	1,438	12,091	11.9%
東郷町	23.1%	22.6%	25	2,649	12,079	21.9%
豊山町	39.1%	37.9%	18	1,554	4,224	36.8%
大口町	16.5%	16.5%	13	1,100	6,765	16.3%
扶桑町	17.3%	16.4%	21	1,676	10,738	15.6%
大治町	11.5%	11.6%	18	918	8,237	11.1%
蟹江町	28.3%	27.1%	52	2,930	11,385	25.7%
飛島村	60.3%	58.4%	13	953	1,707	55.8%
阿久比町	44.8%	43.1%	61	3,808	8,923	42.7%
東浦町	20.0%	18.7%	66	2,674	15,074	17.7%
南知多町	62.0%	61.7%	47	4,763	7,889	60.4%
美浜町	47.5%	39.2%	35	3,387	8,257	41.0%
武豊町	22.7%	21.6%	46	2,669	12,887	20.7%
幸田町	18.1%	16.9%	22	1,913	10,981	17.4%
設楽町	44.5%	45.3%	24	1,155	2,680	43.1%
東栄町	16.6%	16.3%	7	296	1,798	16.5%
豊根村	43.5%	46.4%	6	291	623	46.7%

町村計	28.3%	26.9%	474	32,736	124,247	26.3%
市計	20.7%	19.2%	2,883	208,521	1,094,011	19.1%
県計	21.5%	20.0%	3,357	241,257	1,218,258	19.8%

名古屋市	9.7%	9.1%	1,327	59,534	691,119	8.6%
豊橋市	14.7%	14.2%	209	15,206	116,302	13.1%
豊田市	23.8%	22.3%	213	24,726	117,579	21.0%
岡崎市	19.6%	18.9%	216	20,303	110,361	18.4%
中核市計	19.3%	18.5%	638	60,235	344,242	17.5%
県(名古屋 市除く)	21.0%	19.7%	3,995	301,492	1,562,500	19.3%

全県	17.6%	16.5%	5,322	361,026	2,253,619	16.0%
----	-------	-------	-------	---------	-----------	-------

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

県はこれについて、市町村によって加入率に著しい差があるため、市町村ごとの活動事例を記載した資料を作成して配布し、他の市町村の取組にも活かしてもらおうという取組を行っている。

表20 老人クラブ活動事例集

1. 健康づくり、介護予防

取組	老人クラブ名
毎年恒例となっている音楽療法の健康体操を実施	一宮市 定水寺第二楽友会
高齢者の方でも簡単に楽しめるスポーツ輪投げを実施	瀬戸市 瀬戸あいあいクラブ
地域住民への呼びかけ、全国ラジオ体操連盟への加入(スタンブカード配布)	大府市 共和東白鳩会
ポッチャを通じたクラブ活動の活性化	高浜市 高浜市いきいきクラブ連合会
シルバー&キッズカローリング大会	愛西市 佐屋地区連合会
体操練習会、料理研究会	弥富市 前ヶ須東部福寿会

グラウンド・ゴルフ大会	東郷町 東郷町老人クラブ連合会
体力測定、スポーツ大会、交通安全教室、旅行、芸能祭等のイベント充実	大治町 大治町老人クラブ連合会
玉宝会会員による部活動	武豊町 武豊町老人クラブ連合会
グラウンド・ゴルフ大会の開催、教養講座としてニュースポーツの実施	設楽町 設楽町老人クラブ連合会
町老連主催のスポーツ大会を年3回実施	東栄町 東栄町老人クラブ連合会

2. 趣味、文化、レクリエーション

取組	老人クラブ名
新年会、総会、お楽しみ会、地区広報紙への入会案内掲載	半田市 瑞穂会
「そは打ち」草餅作りを実施し、会員へふるまう	春日井市 旭町福寿会
会員募集パンフレットの配布(市老連→単位老人クラブ)、新規スポーツクラブの立ち上げを広報誌に掲載	豊川市 豊川市老人クラブ連合会
福祉推進事業部の活動(福祉推進事業部祭り等)	犬山市 犬山市老人クラブ連合会
江南市老人クラブ連合会の活動啓発として行事を実施	江南市 江南市老人クラブ連合会
市と市老連の共催事業(新名称披露、クラブ紹介ビデオ上映、感謝状贈呈、落語会)	東海市 東海市シニア連合会
イベントでの会員勧誘、シニアカラオケ大会、高齢者趣味の作品展	尾張旭市 尾張旭市シニアクラブ連合会
各種イベント、広報活動	岩倉市 岩倉市老人クラブ連合会

4. 安心、安全、まちづくり

取組	老人クラブ名
目標、活動推進方法の設定等	碧南市 天寿会
地域見守り活動（定期的な訪問→民生委員）	常滑市 保示老人クラブ保寿会
市が配布している救急医療情報キットの更新を老人クラブが実施する	あま市 遠島寿会

5. 世代交流、伝承

取組	老人クラブ名
新城市の教育理念「共育（ともいなく）活動への参加	新城市 新城市老人クラブ連合会
老人クラブ加入率95%の野方友愛東・西クラブの活動	日進市 野方友愛東・西クラブ
子ども会との交流会の実施	大口町 大屋敷すこやかクラブ
地元の小学生・保育園児を対象とした交流活動	東浦町 緒川東楽会
地域における世代間交流	幸田町 岩堀朋友会

6. 環境、生産、リサイクル

取組	老人クラブ名
資源回収による収入確保、お花見会やビール電車の会の開催等の各種取組	豊橋市 平岡区老人クラブ若竹会
豊根村の観光資源である「茶臼山芝桜」の維持のための活動	豊根村 豊根村老人クラブ連合会

カラオケ発表会の開催	清須市 清須市寿会
名称変更によるイメージの刷新といきいきクラブ芸能発表会の開催	みよし市 いきいきクラブみよし連合会
手芸教室	飛島村 飛島村老人クラブ連合会
単位老人クラブ3クラブ共催企画	美浜町 細目寿会、一色和楽会、若松和楽会

3. 友愛、ボランティア

取組	老人クラブ名
高齢者ふれあいサロンの開催	津島市 津島市老人クラブ連合会
寺津南部長寿会は西尾市の最西部、巨海町・刈宿町・中根町の地区単位で構成。50年以上の歴史あるクラブの実践的取り組み	西尾市 寺津南部長寿会
地区公民館との共同事業、広報誌の全戸配布、非会員向けイベント（映画観賞会等）の開催	蒲郡市 蒲郡市老人クラブ連合会
定例会やクラブ活動の運営強化、学童将棋大会やそば打ち道場の開催	田原市 やぐま台 寿会
大桑村スポーツ公園「ふれあい広場」で清掃活動・交流会（意見交換会）	北名古屋 北名古屋市老人クラブ連合会
一斉友愛訪問として町老連全会員宅を訪問	豊山町 豊山町老人クラブ連合会
ひとり暮らしや認知症の方訪問時の民生委員同席、会費を1名ごとから1世帯ごとに	扶桑町 東川常磐会
会食会、清掃活動	蟹江町 蟹江町長寿会連合会
単位クラブの友愛活動	阿久比町 宮津山田連者会

しかし、近年、老後の生活環境が多様化してきている影響もあり、老人クラブへの加入率が減少すると、特定の高齢者だけへの助成となってしまうかねない。そうならないようにするためには、老人クラブの加入率を増加させていく必要があるが、そのための施策として、各市町村の加入率向上に向けた活動事例を紹介することで、会員増に繋げようとしている点は評価できる。上記のように各クラブでは様々な取組を行っており、他のクラブの取組を取り入れることで、クラブ活動の活性化に繋がることは間違いないと思われる。しかし、取組事例集の配布による効果だけで直ぐに加入率の増加に繋がることは想定しにくい。そのため、事例集を配布した後は市町村任せとなってしまうように、引き続き、県としての指導的機能の発揮、情報共有に取り組みむとともに抜本的な解決策を模索していただくことを期待したい。

また、高齢化が進んでおり、現役を退く年齢が以前より遅くなってきている現在において、老人クラブの対象者が60歳以上ということに因われ、目標設定としての加入率の分母を60歳以上として分析するよりも、例えば65歳以上の加入率を分析したり、60歳以上の非就業人口の人数を分母として分析したりする等、実態に応じた分析を行ったほうが、現状分析や今後の方向性を検討する上で有用と考えられる。分析手法を検討し、老人クラブの活性化に繋げていくことが望ましい。

7. その他の活動

取組	老人クラブ名
広報チラシ作成	岡崎市 はつらつクラブ岡崎
会費を0円にして加入促進を図った	豊田市 平芝前区旭会
平成29年度5月に仲間づくり検討委員会を設置、組織体制や事業の見直しを行った	刈谷市 刈谷いきいきクラブ連合会
会員数増強活動優秀団体への表彰(10%の増加クラブを表彰)	安城市 安城市老人クラブ連合会
チラシを作成し配布(市老連→単位老人クラブ)	小牧市 小牧市老人クラブ連合会
平成26年度に愛称:「稲沢ねんりんクラブ」を決定、愛称の普及等	稲沢市 稲沢市老人クラブ連合会
夫婦どちらかが加入の場合の見直し、未加入者及び60歳となった人のチェック等	東海市 富田すずめ会
知多市老人クラブあり方検討会を実施	知多市 知多市老人クラブ連合会
市広報誌に老人クラブ紹介コーナー	知立市 知立市老人クラブ連合会
活動報告を基に事業計画策定	豊明市 豊明市老人クラブ連合会
体質強化対策研究委員会(単位老人クラブ会長集会、月1回)	長久手市 長久手市シニアクラブ連合会
老人クラブ新規会員勧誘活動	南知多町 南知多町老人クラブ連合会

(出典:福祉局高齢福祉課作成資料)

(イ) 意見

老人クラブは、発足以来、地域に根差した活動を通じて高齢者の生きがいや健康づくりに寄与しており、加入者にとっては老後の生活に欠かせない組織となっている。

表 21 軽費老人ホーム（一部） 交付補助金の施設別金額

1	(単位:千円)			4
	2	3	2÷3	
総事業費	サービスの提供に要する支出額	サービスの提供に要する費用基準額	基準額に対する支出率	
30,561	19,146	28,054	68.2%	
30,852	4,748	5,254	90.4%	
24,231	16,086	17,592	91.4%	
27,998	18,075	19,013	95.1%	
41,687	28,195	29,406	95.9%	
22,406	14,469	15,002	96.4%	
44,909	22,011	21,858	100.7%	
56,659	34,590	34,171	101.2%	
48,640	29,790	29,406	101.3%	
33,483	20,768	20,139	103.1%	

43件 省略

62,700	41,500	27,192	152.6%
61,358	47,655	31,104	153.2%
166,798	35,134	22,305	157.5%
53,215	35,420	22,104	160.2%
104,619	68,182	40,542	168.2%
21,202	14,084	8,240	170.9%
31,886	22,782	13,215	172.4%
106,228	24,210	13,913	174.0%
99,425	24,250	13,485	179.9%
90,860	31,288	16,913	185.0%
97,869	27,171	13,110	207.3%
80,917	56,732	24,861	228.2%
121,336	37,501	16,426	228.3%
83,603	20,998	8,976	233.9%
134,856	92,165	22,478	410.0%
233,631	109,651	25,047	437.8%
139,031	87,290	18,607	469.1%
157,322	129,392	27,576	469.2%
59,585	46,965	9,526	493.0%
32,490	6,920	1,395	496.1%
平均	70,385	35,463	157.3%

(出典：平成30年度軽費老人ホーム利用料補助金事業実績報告書の添付資料（利用料補助金サービスの提供に要する費用算出内訳（様式第3））に基づき監査人が作成）

5 軽費老人ホーム利用料助成事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 事業の概要

県は、軽費老人ホーム利用者の利用料負担を軽減するとともに、軽費老人ホームの健全な運営の助長を図るため、サービスの提供に要する費用の一部を助成している。  
予算額は1,214,963千円となっている。

(2) 監査の手続

- ア 監査の視点
  - ✓ 県が設定した基準に従って、補助金が適切に支給されているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

ア サービスの提供に要する支出額について【意見】

(ア) 検出事項

補助金の金額は、サービスの提供に要する支出額(以下「支出額」)、サービスの提供に要する費用基準額(以下「基準額」)のいずれか少ない方の金額から本人徴収額を控除して算出される。

表21は、全63施設中、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下、特定施設という)10施設を含む73件のうち、検出事項が明確になるように支出率(支出額÷基準額)の小さい施設10件、大きい施設20件を表として記載している。なお、総事業費は施設の経費で補助金の対象にならない経費も含んだ金額である。



## イ 補助金対象経費の確認について【意見】

## (ア) 検出事項

各施設は利用料補助金所要額調査や軽費老人ホーム支出額内訳、収支予算書等の関係書類とともに軽費老人ホーム利用料補助金の申請を行っている。

高齢福祉課では受領した申請関係書類に記載の額の妥当性や整合性の確認をしている。軽費老人ホーム支出額内訳に記載の「総事業費」については、収支予算書の金額との整合性を確認しているが、「補助対象経費」については金額の妥当性に関する確認は実施していないとのことであった。

## (イ) 意見

軽費老人ホームのうち、特定施設は介護保険給付が受けられ、介護保険給付対象となる経費を除いた金額が、軽費老人ホーム支出額内訳の「補助対象経費」に記載されるべき金額である。この補助対象経費の合計額が各施設のサービスの提供に要する支出額として補助金算定の基準となることから、高齢福祉課における申請関係書類の確認では、補助対象経費の金額についてもその妥当性に関する確認することが望ましい。

なお、特定施設からの申請の際には、事業費から除いた金額がある場合にはその内容を備考欄に記載する等の指導をすることも有用であると考ええる。

支出額は各施設からの報告に基づいている。また、基準額は国が定めた指針（「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日）厚生省社会局長通知）に基づいて県が設定している。この比率（支出額÷基準額の数値）は、表のとおり68%から496%と大きなバラツキが生じており、これは県が設定した基準額と実際に施設で発生した経費とで各施設において大きな差異があること示している。

これについて、原因を質問したところ、高齢福祉課では各施設から提出される軽費老人ホーム利用料補助金事業実績報告書の添付資料である軽費老人ホーム支出内訳と収支決算（見込）書抄本を突合しているが、上記の観点での原因分析は特に実施していないとのことであった。

なお、ほとんどの場合は、支出額>基準額であり、支出額<基準額は非常に少数であることに關しては、基準額が実際に必要とされる金額よりも低い水準に設定されていることもその一因として考えられる。

## (イ) 意見

適切な補助金を支給することについては、高齢福祉課として63施設すべてではないが、一部施設を対象に実地確認を行っている。

乖離の大きい施設については、収支決算（見込）書抄本をみて突出している費目があれば、施設に確認することが適切な補助金の支給の観点から望ましい。



6 福祉生きたがいセンター運営助成等

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 事業の概要

県は、明るく、活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者の生きたがいと健康づくりを推進するため、福祉生きたがいセンター（社会福祉法人愛知県社会福祉協議会長寿生きたがい振興部）に運営費を助成するとともに、各種事業を委託している。

主な事業は以下のとおりである。

- あいちシルバークレッジの開催
  - ✓ 高齢者の学習意欲を助長し、高齢者の生きたがいづくりを推進する。
  - ✓ 修業年限：1年（年間30日）
  - ✓ 会場：名古屋、豊橋、岡崎、一宮、東海
  - ✓ 定員：630人
- 生き生き長寿フェアの開催
  - ✓ スポーツ大会、ニュースポーツの体験などの健康イベントを実施。
  - ✓ 会場：あいち健康の森公園
  - ✓ 開催：10月
- 全国健康福祉祭への選手派遣
  - ✓ ねんりんピックのスポーツ交流大会等へ選手を派遣する。
- 長寿情報提供事業
  - ✓ 高齢者が活動の中心となっているサークル情報を福祉生きたがいセンターのホームページで公開する。

(2) 監査の手続

- ア 監査の視点
- ✓ 各委託業務の内容は事業の目的に照らして妥当であるか。
  - ✓ 福祉生きたがいセンター（社会福祉法人愛知県社会福祉協議会長寿生きたがい振興部）への委託業務は適切に管理されているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

- ア あいちシルバークレッジの定員数について【意見】  
 (ア) 検出事項  
 あいちシルバークレッジについては、人気が高く、希望したにも関わらず、何度も抽選に漏れ、入学できない方が存在している。  
 また、開催地域によって、倍率に差が生じている。

表 22 定員の推移

年度	定員増	総定員
平成 3 年度		300 人(文化学科 200 人、健康福祉学科 100 人)
平成 6 年度	50 人(文化学科)	350 人
平成 10 年度	100 人(文化学科)	450 人
平成 17 年度	50 人(健康福祉学科)	500 人(文化学科 350 人、健康福祉学科 150 人)
平成 24 年度	40 人(文化学科)	540 人(文化学科 390 人、健康福祉学科 150 人)
平成 27 年度	40 人(文化教養学科)	600 人(文化教養学科 430 人、生きたがい健康学科 170 人)
平成 30 年度	30 人(文化教養学科)	630 人(文化教養学科 460 人、生きたがい健康学科 170 人)
令和元年度		630 人(文化教養学科 470 人、生きたがい健康学科 160 人)

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

表 23 過去の応募状況

年度	区分	名古屋 A		名古屋 B		豊橋		岡崎		一宮		東海		合計
		文化 教養 学科	生きた がい健康 学科	文化 教養 学科	生きた がい健康 学科	文化 教養 学科	生きた がい健康 学科	文化 教養 学科	生きた がい健康 学科	文化 教養 学科	生きた がい健康 学科	文化 教養 学科	生きた がい健康 学科	
	定員 (H31 年度)	100	50	100	50	80	100	100	90	60	630			
H27	応募者数	409	93	343	124	143	142	142	223	82	1,559			
	倍率	4.1	1.9	3.4	2.5	1.6	2.9	2.5	2.5	1.2	2.6			
H28	応募者数	374	152	305	154	128	141	141	201	98	1,553			
	倍率	3.7	3.0	3.1	3.1	1.4	2.8	2.2	2.2	1.4	2.6			
H29	応募者数	342	118	261	99	116	132	217	76	1,361				

	倍率	3.4	2.4	2.6	2.0	1.3	2.6	2.4	1.1	2.3
H30	応募者数	281	103	250	92	99	159	196	77	1,257
	倍率	2.8	2.1	2.5	1.8	1.2	1.8	2.2	1.1	2.0
R1	応募者数	254	95	259	106	98	122	200	60	1,194
	倍率	2.5	1.9	2.6	2.1	1.2	1.2	2.2	1.0	1.9

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

(イ) 意見

あいちシルバークアレッジについては、卒業後に地域でのリーダーとしての活動を行っていくことが望まれている。  
そのため、あいちシルバークアレッジのカリキュラムに、地域リーダーの育成に関する項目をこれまでよりも充実させていく等、さらに事業の趣旨に沿った運営を行うことが望ましい。

イ 高齢者の生きがいづくりについて【意見】

(ア) 検出事項

高齢者の生きがいづくりに関連して、高齢福祉課として、以下のような事業がある。

- 福祉生きがいセンター運営助成等（当項目）
- 高齢者地域福祉推進事業助成（単体老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、愛知県老人クラブ連合会への助成）
- 公益財団法人愛知県シルバークアレッジ振興会助成

これらの事業について、個々の事業の必要性および規模の妥当性については検討されているが、相互事業の関連など俯瞰的な検討はなされていない。

(イ) 意見

上記の事業については、基本的には高齢者の余暇を充実させる施策として制度設計されていると考えられる。  
年金受給年齢が繰り下げられ、定年を延長して働く高齢者が増加している中、定年で完全に仕事を離れ、余暇やボランティアで過ごすという高齢者は少なくなっていくものとも推定される。したがって、高齢者の生きがいづくりにについても、就業している高齢者も前提にする等、この変化に対応させることが望ましい。

ウ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の委託契約について【意見】

(ア) 検出事項

県は、高齢者の生きがいと健康づくり推進のために、シルバークアレッジ運営事業や長寿フェア開催事業などの事業をまとめて「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」として、社会福祉協議会に委託している。

平成30年度には、この委託事業に余剰金が発生する見込みとなつたため、社会福祉協議会が県に変更契約の申請を行い、この申請に基づき県と社会福祉協議会は委託料を減額する変更契約を締結している。社会福祉協議会からの変更契約の申請では、委託事業に含まれる5つの事業区分により収支を見込んだ上で、5つの事業に要する県からの委託料額が明示されている。

一方、社会福祉協議会から提出された事業の完了報告には、委託事業の収支計算書及び資金収支内訳（見込）書が添付されているが、この報告書では、変更契約の申請で示された5つの事業毎の収支は明示されていない。

なお、社会福祉協議会が団体として作成している資金収支計算書では、表24のとおり4つの事業区分による収支管理はされているものの、変更契約の申請で明示した5つの事業区分による収支管理は行われておらず、県はこの資金収支計算書の内容は把握していないかった。

表 24 変更契約の申請及び社会福祉協議会の資金収支計算書における委託料の充当状況  
(単位：円)

変更契約申請時	シルバークレージ運営事業	長寿フェア開催事業	全国健康福祉祭事業	長寿情報の提供事業	福祉生きがいセンター管理費	計
委託料	3,165,559	2,862,000	6,899,265	480,600	96,916	13,504,340
社会福祉協議会の資金収支計算書	シルバークレージ運営事業	長寿フェア開催事業	全国健康福祉祭事業	長寿生きがい振興事業		計
委託料(※)	2,931,000	2,650,000	6,308,944	1,614,396		13,504,340

(福祉局高齢福祉課及び愛知県社会福祉協議会の資料により監査人作成)  
 (※) 社会福祉協議会の資金収支計算書においては、シルバークレージ運営事業、長寿フェア開催事業、全国健康福祉祭事業の三つの事業の委託料に係る消費税及び地方消費税が、全て長寿生きがい振興事業に含まれている。

(イ) 意見

委託事業に係る社会福祉協議会からの完了報告において、県が事業毎の収支報告を求めないのは、委託事業としては全体で一つの契約であり、契約額についてもあくまで一本で契約しているためとのことであった。

しかしながら、変更契約時には、事業毎の収支見込みが提出されており、また、県の予算積算も事業毎の積上げによるものとすることであり、県は事業毎の収支を把握できる完了報告を提出させた上で、委託料が適正に経理されたことを確認することが望まれる。

7 介護保険事業指導

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 事業の概要

県は、保険者（市町村等）に対する指導、保険者の行った要介護認定等に対する不服申立の審査・裁決を行う審査会の運営や各種研修等を行い、介護保険制度の円滑な運営を図っている。  
 事業内容は以下のとおりである。

- 保険者の指導
- 第7期愛知県高齢者健康福祉計画の推進
- 愛知県介護保険審査会の運営
- 認定調査員・認定審査会委員研修の実施
- 介護支援専門員研修事業の実施
- 介護給付適正化の推進
- 事業所の指定、指導
- 介護支援専門員等資質向上の推進
- 介護技術コンテストの開催

(2) 監査の手続

ア 監査の視点  
 ✓ 要綱に従って、各事業が運営されているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

ア 介護技術コンテストについて【意見】

(ア) 検出事項

介護技術コンテストについて、介護士ではない一般の方への認知度も広めるため、開催当日は一般の観客も招くと共に当日の様子について You Tube で映像を公開している。しかし、You Tube の視聴数が著しく少ない状況にある。

- 2019年1月14日開催 観客197名 出場者 16名

■ 2019年9月11日現在 386回視聴  
 (動画の長さ：1時間 22分 25秒)

(イ) 意見

優れた技術を他の介護士の手本とできるようにするだけでなく、一般の県民にも広報し、介護というものを理解してもらおうという意識は評価に値する。  
 しかしながら、視聴数が極端に少ない状況にあり、費用対効果の観点から、広報の仕方を見直すことが望ましい。

イ 保険者同士の意見交換会について【意見】

(ア) 検出事項

介護給付適正化に関して他の保険者の取組を共有できるように、保険者同士の意見交換会を設けている。保険者同士の意見交換会については、介護給付適正化推進特別事業における研修の際に実施している。

保険者に対する県の支援策等について

保険者における適正化事業の推進を支援するため、県は以下の事業を実施します。

- (1) 保険者に対する情報提供等 保険者が保険給付や要介護認定等に関して分析、保険者間での比較が行えるように各種情報を提供するとともに、必要な指導及び助言を行います。また、保険者同士で、必要に応じ、適正化事業の取組等について、意見交換会を開催し、意見や情報を交換ができるように努めます。

(出典：第4期愛知県介護給付適正化計画より一部抜粋)

介護給付適正化推進特別事業における研修

保険者職員のためのケアプラン点検実務研修会

- (1) 日時 平成31年2月26日(火)午後1時から午後4時30分まで
- (2) 場所 国保会館 北館5階「大会議室」
- (3) 研修内容  
 講演 「保険者職員のためのケアプラン点検」  
 講師 福祉と介護のケアマネジメント研修会 代表 見平 隆 氏
- (4) 参加者 38 保険者 53 名

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

(イ) 意見

県として、他の保険者の取組を知る機会を提供していることは評価できる。しかし、取組が遅れている保険者にとっては、上述の研修の際の意見交換だけでは、時間も十分に取れず、機会が不十分であると想定される。

取組の進んでいる保険者に関しては、それほど手厚いケアは必要ないが、取組の進んでいない保険者には、保険者の取組意識やノウハウの多寡により、保険者指導においてメリハリをつけた対応をすることが望ましい。

ウ 介護認定調査員研修及び介護認定審査会委員研修の参加状況について【意見】

(ア) 検出事項

認定調査及び要介護認定等について、公平・公正かつ適切に実施するために必要な知識や技能の習得及び向上を目的とする介護認定調査員研修並びに介護認定審査会委員研修を実施している。

各研修とも新任研修と現任研修に分け、継続して研修を行っており、平成30年度においては、介護認定調査員研修は保険者職員向けに実施する等、前年踏襲ではなく、工夫を凝らして実施している。

研修概要

1 介護認定審査会委員新任研修

介護認定審査会委員及び介護認定審査会委員に委嘱されることが予定される者に対して、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得させることを目的として実施。

【内容】

- (1) 介護保険における要介護認定の位置付け
- (2) 介護認定審査会における審査判定について 等

2 介護認定審査会委員現任研修

介護認定審査会委員に対して、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を向上させることを目的として実施。

【内容】

- ・平成30年4月1日以降の要介護認定等について(制度改正等)

表 25 介護認定調査員研修参加状況

保険者等名	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	新任	現任	新任	現任	新任	現任
1 名古屋市中区	20	54	19	47	10	2
2 同前市東区	41	213	30	178	45	4
3 同前市南区	16	52	9	38	10	2
4 同前市北区	12	10	4	9	3	1
5 春日井市	38	67	32	50	12	5
6 津島市	8	70	9	61	12	5
7 瑞穂市	7	8	6	9	3	2
8 刈谷市	10	19	10	22	7	2
9 豊田市中区	29	22	25	17	20	0
10 同前市東区	5	37	14	35	11	1
11 同前市南区	5	11	10	13	8	2
12 同前市北区	18	20	6	18	12	5
13 大田原市	11	53	5	49	4	2
14 弥生郡	9	41	13	39	8	2
15 小牧市	4	71	1	63	7	6
16 八幡市	14	76	5	59	7	2
17 稲沢市	10	20	5	13	4	2
18 知立市	11	22	5	21	12	2
19 尾張旭市	3	3	6	3	6	2
20 美津市	2	13	2	12	6	1
21 豊橋市	19	18	7	14	4	2
22 岡崎市	17	59	9	44	10	4
23 日根町	6	39	5	39	6	5
24 豊田町	10	44	10	45	10	0
25 海部町	8	16	4	12	8	3
26 北名古屋市中区	9	16	7	12	4	2
27 同前市東区	5	21	7	26	9	6
28 同前市南区	7	13	2	5	3	2
29 同前市北区	3	4	2	13	0	2
30 丹羽町	3	16	2	16	2	2
31 大口町	7	15	7	15	10	2
32 扶桑町	2	12	1	18	8	2
33 岡崎北地区	6	14	8	12	4	1
34 豊田東地区	3	3	3	6	0	1
35 豊田西地区	3	36	3	41	3	3
36 豊田南地区	8	0	0	0	0	0
37 豊田北地区	0	0	0	0	0	0
38 豊田東地区	8	53	5	51	17	4
39 豊田西地区	0	0	0	0	0	0
40 豊田南地区	0	0	0	0	0	0
41 豊田北地区	23	92	16	85	2	2
42 豊田東地区	28	45	23	42	61	16
43 豊田西地区	18	37	10	22	11	1
44 豊田南地区	9	22	8	22	11	1
45 豊田北地区	3	13	8	14	14	1
46 豊田東地区	7	22	4	22	11	1
47 豊田西地区	4	2	1	0	1	0
48 豊田南地区	1	13	3	8	1	1
49 豊田北地区	0	5	1	5	0	0
50 豊田東地区	1	0	0	0	0	0
51 豊田西地区	500	1,550	378	1,350	401	119
52 豊田南地区						
53 豊田北地区						
54 豊田東地区						
55 豊田西地区						
合計						

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

・審査判定の事例検討

3 介護認定調査員新任研修

新規に認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定される者に対して、要介護認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を習得させることを目的として実施。

【内容】

- (1) 介護保険制度の背景と基本理念
- (2) 介護保険制度の現状と制度をとりまく状況
- (3) 要介護認定の概要
- (4) 要介護認定等の基本設計
- (5) 認定調査の実施および留意点
- (6) 認定調査の進め方
- ・調査上の留意点及び選択肢の判断基準
- ・調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方
- ・認定調査票の記入方法
- ・特記事項の適切、不適切な記載の仕方
- ・同一の高齢者について複数の認定調査員が実施した調査結果の比較

(7) 確認テスト

4 介護認定調査員現任研修

既に認定調査に従事している者に対して、要介護認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を向上させることを目的として実施。

【内容】(H30)

模擬審査会(事例検討)を行い、判断が困難な事例についてグループワーク形式で検討した。

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

介護認定調査員研修及び介護認定審査委員会研修に関して、過去3年間の参加状況は次のようになっている。



表 26 介護認定審査会委員研修参加状況

保険者名	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	新任	現任	新任	現任	新任	現任
1 名古屋市中区	1	37	13	41	8	35
2 同左市東区	1	25	16	28	0	17
3 同左市南区	0	32	14	28	11	22
4 同左市北区	1	35	29	47	2	21
5 同左市東山区	2	19	17	23	0	19
6 同左市西山区	2	3	12	8	2	3
7 同左市瑞穂区	5	23	19	24	11	21
8 同左市昭和区	14	39	26	55	5	38
9 同左市熱田区	5	25	14	26	10	16
10 同左市緑区	9	22	11	26	4	12
11 同左市昭和東区	2	12	3	16	2	10
12 同左市昭和西区	2	16	6	10	2	11
13 同左市瑞穂東区	4	12	19	24	1	14
14 同左市瑞穂西区	2	19	8	16	5	12
15 同左市瑞穂東区	8	16	17	24	4	13
16 同左市瑞穂西区	0	4	3	7	1	6
17 同左市瑞穂東区	6	17	8	21	3	15
18 同左市瑞穂西区	3	4	3	2	3	1
19 同左市瑞穂東区	0	12	8	14	0	8
20 同左市瑞穂西区	2	16	7	17	1	9
21 同左市瑞穂東区	3	18	3	21	8	19
22 同左市瑞穂西区	0	24	10	22	5	22
23 同左市瑞穂東区	6	15	1	14	0	12
24 同左市瑞穂西区	4	22	5	21	0	15
25 同左市瑞穂東区	7	18	7	21	4	18
26 同左市瑞穂西区	1	4	2	0	2	5
27 同左市瑞穂東区	2	2	1	3	5	0
28 同左市瑞穂西区	2	6	3	6	0	7
29 同左市瑞穂東区	0	6	3	9	2	6
30 同左市瑞穂西区	3	6	5	8	2	8
31 同左市瑞穂東区	2	6	2	10	1	7
32 同左市瑞穂西区	3	15	3	15	0	8
33 同左市瑞穂東区	6	11	3	11	2	8
34 同左市瑞穂西区	0	5	1	4	0	0
35 同左市瑞穂東区	0	9	3	10	1	4
36 同左市瑞穂西区	6	20	19	29	9	21
37 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
38 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
39 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
40 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
41 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
42 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
43 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
44 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
45 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
46 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
47 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
48 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
49 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
50 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
51 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
52 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
53 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
54 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
55 同左市瑞穂東区	2	28	28	32	9	20
56 同左市瑞穂西区	2	28	28	32	9	20
合計	149	779	417	895	154	626

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

(イ) 意見

介護認定調査員研修及び介護認定審査会委員研修に参加していない市町村が存在している。不参加の理由は市町村それぞれであ

るが、現任研修については、通常、1名も参加者がいないようなことは想定されず、各市町村に最新の情報や状況を浸透させるためにも、市町村に不参加の理由を聞いて、県側で研修の実施方法や内容等の検討材料にすることも有用である。

特に平成30年度介護認定調査員研修の現任研修については、例年とは異なり、市町村職員を対象として実施しており、対象者を市町村職員と定めた趣旨からも強く参加が望まれたはずである。参加していない市町村に対してはサポートを厚くすることが望まれる。

エ 介護給付適正化支援事業について【意見】

(ア) 検出事項

愛知県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」とする）の「介護給付適正化システム」により提供される各種情報について、国保連との連携を図り、一層の有効活用が図られるように、市町村を訪問して指導を行っている。（国保連の概要【HP等から】を基に概要を記載する）

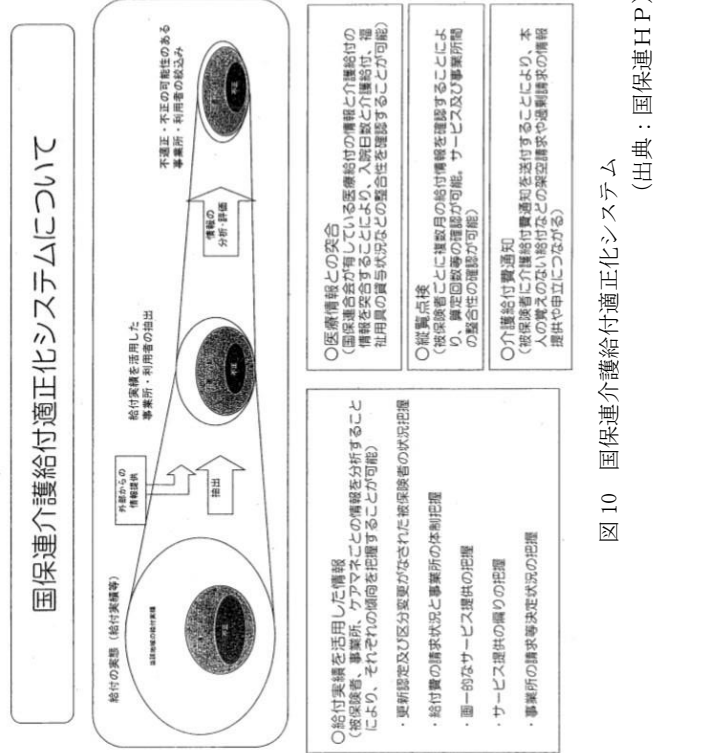


図 10 国保介護給付適正化システム (出典：国保連HP)

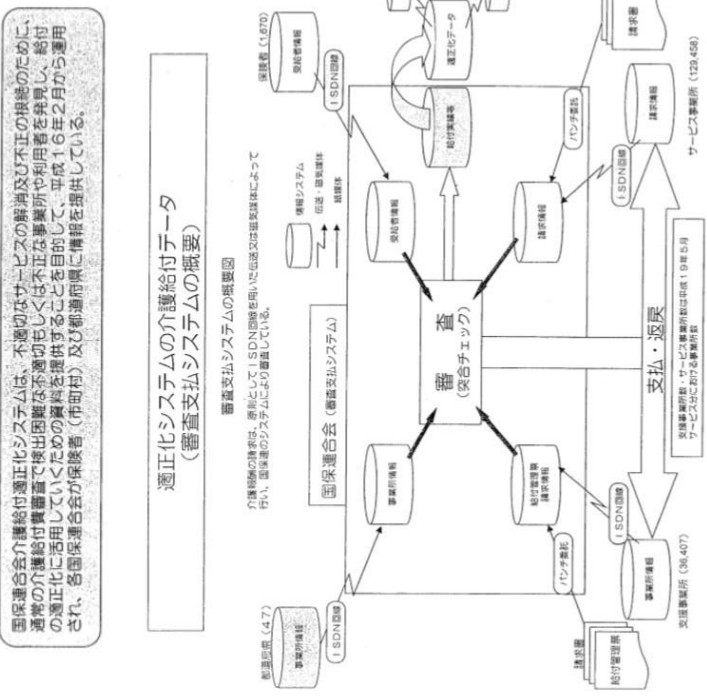


表 27 介護給付適正化実施状況

保険者名	「実施」上「未実施」O											
	介護給付適正化率	介護給付適正化率の向上	介護給付適正化率の低下	介護給付適正化率の維持	介護給付適正化率の不明	介護給付適正化率の不明	介護給付適正化率の不明	介護給付適正化率の不明	介護給付適正化率の不明	介護給付適正化率の不明		
愛知県	51	20	31	46	56	39	30	51	39	51	23	48
名古屋市長	100.0%	100.0%	39.2%	60.8%	90.2%	84.0%	76.5%	100.0%	76.5%	100.0%	45.1%	80.2%
名古屋市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊橋市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
岡崎市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
一宮市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
津島市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
半田市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
春日井市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊川市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
津島市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
蒲郡市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
岩倉市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊明市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
安城市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
西尾市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
大高町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
常陸町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
江津市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
小坂町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
稲沢市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
新城市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
知立市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊橋市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
高浜町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
岩倉市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊明市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
日進市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
田原市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
愛西市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
清須市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
北名古屋市長	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
北名古屋市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
弥富市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
みよし市長	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
みよし市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
長久手市長	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
長久手市	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊山市長	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊山町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
扶桑町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
大治町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
岩倉市長	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
岩倉町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊明市長	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊明町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
東郷町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
東郷町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊橋市長	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
豊橋町	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
知多北部広域連合	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1
知多北部広域連合	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

平成 25～26 年度の申込保険者に対し、平成 27～29 年度においては 1～5 の市町村へ実施し、平成 30 年度は国保連が実施保険者を選定（5 市町村）している。

表 28 介護給付適正化支援事業の申込及び実施状況 (平成 25 年度～平成 29 年度)

平成 25 年度申込保険者 (37 保険者)

名古屋市長	岡崎市	瀬戸市	半田市	春日井市
津島市長	碧南市	刈谷市	安城市	西尾市
蒲郡市長	犬山市	小牧市	尾張旭市	高浜市
岩倉市長	豊明市	愛西市	あま市	東郷町
日進市長	豊山町	扶桑町	飛島村	阿久比町
南知多町長	美浜町	武豊町	設楽町	東栄町
知多北部				

平成 26 年度申込保険者 (34 保険者)

名古屋市長	豊橋市	岡崎市	半田市	春日井市	豊川市
津島市長	碧南市	豊田市	安城市	新城市	蒲郡市
犬山市長	小牧市	知立市	尾張旭市	岩倉市	豊明市
日進市長	愛西市	清須市	北名古屋市長	弥富市	東郷町
大治町長	阿久比町	南知多町	美浜町	武豊町	幸田町
設楽町長	東栄町	豊根村	知多北部		

○平成 25 年度、26 年度で申込があったが、平成 26 年度までに実施できなかつた保険者 (14 保険者)

名古屋市長	豊橋市	豊川市	豊田市	新城市	知立市
岩倉市長	豊明市	愛西市	弥富市	東郷町	設楽町
東栄町長	豊根村				

平成 27 年度以降に実施した保険者は平成 25～26 年度に申込があったが、実施できなかつた保険者から選定を行った

才 愛知県介護給付適正化計画有識者会議委員の選定プロセスについて

【意見】

(ア) 検出事項

愛知県介護給付適正化計画の策定及び推進に関して、有識者から専門的な助言を求めするため、愛知県介護給付適正化計画有識者会議を開催している。

(平成29年度)

第1回 愛知県介護給付適正化計画有識者会議

日時 平成29年11月15日(水)

午後2時00分から午後3時30分まで

場所 愛知県自治センター4階 第一会議室

参加者 介護給付適正化計画有識者会議委員3名

高齢福祉課 4名

第2回 愛知県介護給付適正化計画有識者会議

日時 平成30年2月19日(月)

午後2時から午後3時まで

場所 愛知県自治センター5階 第四会議室

参加者 介護給付適正化計画有識者会議委員3名

高齢福祉課 4名

有識者会議は、愛知県介護給付適正化計画有識者会議開催要綱を作成し、その要綱に基づき、会議の運営が滞りなく、行われるようにしているが、その要綱の中に有識者会議委員の要件や選定プロセス等は定められておらず、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたのかが、明確となっていない。

委員の就任期間は3年であり、再任は妨げないと規定されているが現在の委員のうち、2名の就任期間が長期化している。1名は福祉とケアマネジメント研究会代表であり、もう1名は日本福祉大学健康社会研究センター研究員である。両名とも有識者会議が創設された時から就任している。

◆平成27年度支援実施保険者(1保険者)

愛西市

◆平成28年度支援実施保険者(4保険者)

新城市 設楽町 豊根村 東郷町

※新城市、設楽町、豊根村は合同で説明を行った(東栄町も出席予定であったが欠席)

◆平成29年度支援実施保険者(5保険者)

豊橋市 知立市 岩倉市 豊明市 弥富市

◆平成30年度支援実施保険者(5保険者)

あま市 一宮市 稲沢市 刈谷市 江南市

(出典:福祉局高齢福祉課作成資料)

(イ) 意見

保険者から希望を募り、希望した保険者については、指導することとは対象の選定方法として一定の有効性はあると思われる。しかし、厚生労働省からの交付金額が確定してから、国保連へ委託することから、例年、着手するタイミングが遅くなるため、上記のとおり、年間1~5保険者に対してしか実施できないという制約がある。

平成25~26年度の申込保険者に対しての支援事業が一巡した中で、意識の高い保険者は支援を希望し、さらに介護給付適正化システムを活用する一方で、人員が十分でない等の理由により、介護給付適正化システムの活用がまだそれほど進んでいない保険者は支援希望も行わず、活用の格差が拡大することが考えられる。したがって、介護給付適正化システムの活用の度合いにより、支援する保険者を選定する等し、実効性のある選定方法を実施することが望ましい。

(イ) 意見

就任期間が長期化している委員2名は、介護給付分野への知見も豊富で有識者として適任であること、また会議創設当初からの状況を把握されている委員がいることで議論がスムーズに進むことから、長期にわたり就任していること自体は問題ない。しかし、その選定過程が書面で明確となっていないことから、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたかという委員としての選定過程を明確化することが望ましい。

長期間にわたり、関与してもらったことについては、良い面もある一方で新たな視点からの意見が出にくいということも考えられる。あまり長期化すると属人的となり、後任者の選定も難しくなることから、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたかを明確にすることで、そのようなリスクは避けることができるため、委員としての選定過程を明確化することが望ましい。

カ 第4期愛知県介護給付適正化計画について【意見】

(ア) 検出事項

適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、3年ごとに介護給付適正化計画を策定し、取り組んでいる。

介護給付適正化計画策定に当たっては、介護給付適正化計画有識者会議で得られた助言を可能な限り、介護給付適正化計画に反映している。有識者会議で得られた助言について、第4期介護給付適正化計画には十分に反映できず、以下のとおり、今後の検討課題としているもの(継続及び推進するべきものを含む)がある。

「平成29年度第1回・第2回愛知県介護給付適正化計画有識者会議における計画案に関する意見と対応」より抜粋	
✓ 第4章 今後の取組	第4期計画の目標について
(意見)	ケアプランチェック以外の事業においても具体的な目標設定(例示)はできないか。
(対応)	認定調査状況チェックにおいてもケアプランチェック同様に例示ができないか今後の検討課題としていく。

愛知県介護給付適正化計画有識者会議開催要綱

(趣旨)

第1 愛知県介護給付適正化計画の策定及び推進に関して、有識者から専門的な助言を求めため、愛知県介護給付適正化計画有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2 会議においては、次の事項について助言を求めめる。

- (1) 要介護認定の適正化に関すること。
- (2) ケアマネジメント等の適切化に関すること。
- (3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化に関すること。
- (4) その他介護給付適正化に必要な事項に関すること。

(構成)

第3 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は3年とし、再任は妨げないものとする。

第2 委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5 会議は、健康福祉部長が招集する。

(事務局)

第6 会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項については、別に定める。

(出典：第4期愛知県介護給付適正化計画)

8 介護福祉士等修学資金等貸付事業

○対象部局 福祉局福祉部地域福祉課

(1) 事業の概要

県は、福祉・介護人材の確保を図るため、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等修学資金等貸付事業に対し原資補助を行っている。

貸与者数は、平成30年度末時点で1,144人、貸与総額は1,353,392千円である。具体的には、以下の3事業の貸付を行っており、また一定の要件を満たす場合、貸付者に対して返還免除の規定を置いている。

【介護福祉士等修学資金貸付事業】

- 1 貸付対象者 県内に所在する介護福祉士等養成施設に修学している者
- 2 貸与額 月額5万円、各種加算あり
- 3 返還免除要件 卒業後1年以内に、介護福祉士等として登録を行ない、県内の社会福祉施設等で介護業務等の指定業務に従事し、引き続き5年間（指定業務に従事した場所が過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域である場所及び貸与を受けた者が中高年離職者（45歳以上、かつ離職してから入学時まで）に2年以内の場合は3年間）以上同業務に従事した場合等

【実務者研修受講資金貸付事業】

- 1 貸付対象者 介護福祉士実務者研修施設に在学する者
- 2 貸与額 20万円（1回限り）
- 3 返還免除要件 介護福祉士国家試験合格後1年以内に、介護福祉士として登録を行ない、県内の社会福祉施設等において介護業務等の指定業務に従事し、引き続き2年間以上同業務に従事した場合

✓ 第4章 今後の取組 3 保険者が実施する適正化事業について

(意見) 給付実績の活用について、市町村支援を行う方法を考える必要がある。

(対応) 給付実績の活用についての文言修正を行ったが、普及の支援として国保連との連携を進めていく必要がある。

✓ 同上

(意見) 見える化システムを用いた介護給付の分析を行い、給付適正化につなげる体制を構築する必要がある。

(対応) 県においても、有識者会議にて給付分析を行っており、市町村に対しても保険者指導で分析機会を設けているが、より効果的な分析を行えるように支援をしていく必要がある。その手法については今後の検討課題とする。

✓ 同上

(意見) 県計画を保険者に対して浸透させていく手法を考えていく必要がある。

(対応) 平成30年度介護給付適正化保険者研修会にて、新指標の意義を説明したが、今後も保険者に対して浸透させていくような取り組みを継続していく必要がある。

(イ) 意見

給付実績の活用についての市町村支援の方法、見える化システムを用いた介護給付の分析を通じた給付適正化の体制構築について今後の課題が存在している。いずれも情報をいかに活用していくかという点がポイントである。

情報をどのように活用することが有効であるか、また各市町村の状況に応じた個別の指導を通じて、有効に活用できる体制をいかに整備するかといった課題に対して、今後の有識者会議での助言も踏まえ、より効果的な取組を検討し、介護給付の適正化に繋げていくことが望ましい。



- 【離職した介護人材の再就職準備金貸付事業】**
- 1 貸付対象者 一定の知識及び経験を有した離職した介護人材のうち、1年以上の経験を有する者
  - 2 貸与額 40万円（1回限り）
  - 3 返還免除要件 貸付後、2年間介護職員として継続従事した場合

（出典：福祉局福祉部地域福祉課作成資料）

当該貸付事業の実施主体は社会福祉協議会であり、県は、国の補助を受け、社会福祉協議会からの申請に基づき事業実施に要する原資補助を行っている。

社会福祉協議会が行っている3つの資金貸付制度を記載する。

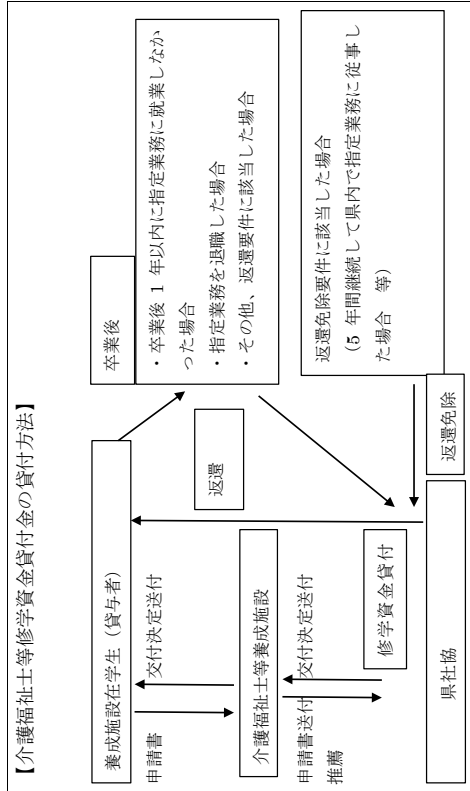


図 11 介護福祉士等修学資金貸付金の貸付方法  
（出典：福祉局福祉部地域福祉課作成資料）

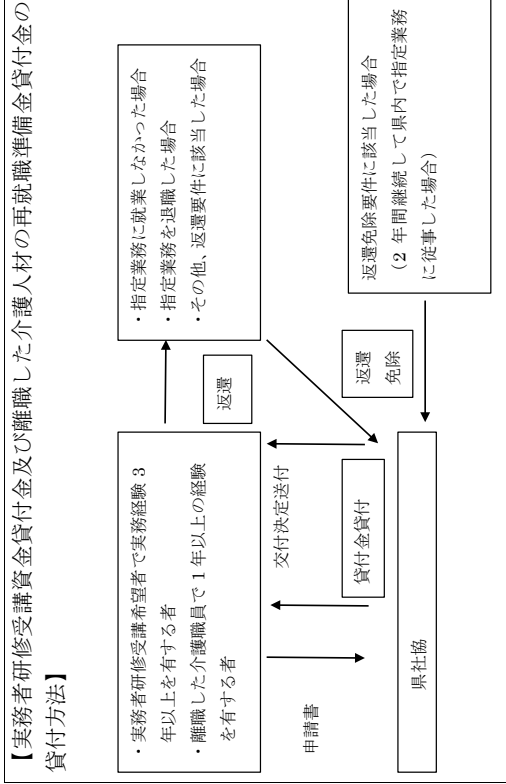


図 12 実務者研修受講資金貸付金及び離職した介護人材の再就職準備金貸付金の貸付方法  
（出典：福祉局福祉部地域福祉課作成資料）

- (2) 監査の手続
- ア 監査の視点
    - ✓ 債権管理は適切か、
  - イ 監査の手続
    - ✓ 関係資料の閲覧
    - ✓ 担当者への質問

- (3) 監査の結果
- ア 債権管理状況について【意見】
  - (ア) 検出事項

県は、実施主体である社会福祉協議会より年に2回貸付事業債権管理状況について報告を受けている。平成30年度末の債権の管理状況は以下のとおりであった。

表 29 平成 30 年度末の債権の管理状況

区分	債権者数	貸付残高
要領等 (*) に則り、正常に管理できている者	1, 049 名	1, 226, 688 千円
指定業務従事届未提出等、要領等に定める手続きが滞っているもの	86 名	121, 870 千円
返還滞納者 (未収未済者)	9 名	4, 834 千円
合計	1, 144 名	1, 353, 392 千円

(出典：社会福祉協議会作成資料)

\* 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金貸付事業実施要領、介護福祉士等修学資金貸付金規程、介護福祉士等修学資金貸付金規程施行細則等

社会福祉協議会は、貸付台帳から返還滞納者（未収未済者）を 9 名抽出してリストを作成し、県に報告している。ここで、この 9 名の抽出は、過去の担当者の判断を基に行われたものであり、一定の債権管理の基準により抽出しているものではなかった。

また、社会福祉協議会はこの滞納者に対しては貸付金返済の督促、手続きを行っていない者に対しては届出の督促を行っている。しかし、この督促の手段や頻度などについては、一定のマニュアルや債権管理の基準はなく、各担当者が必要と考えた手段と頻度で督促を行っていた。

これらの社会福祉協議会の債権管理に関連して、県は、当該事業の実施主体はあくまで社会福祉協議会であることを理由に、債権管理の基準や方法については社会福祉協議会にゆだねている。そのため、社会福祉協議会がどういった抽出基準で返還滞納者（未収未済者）のリストを作成しているのかについて、把握をしていなかった。また、県は、社会福祉協議会がどういった手段や頻度で督促を行っているのかについて、把握をしていなかった。

(イ) 意見

債権管理については、各担当者の判断により行うと、他の担当者とのバラツキが生じてしまい、督促の効果について、組織全体としての水準が一定しない恐れがある。また、督促の効率性も悪くなる懸念がある。返還滞納者の抽出や督促については、一定のマニュアルや債権管理基準に従うことで、債権管理業務の有効性と効率性の確保が可能となる。そのため、貸付金の原資が県の補助金であることから、

返還滞納者の抽出や督促については、一定のマニュアルや債権管理基準を県として定めさせることが望ましい。

また、当該貸付事業は、県の補助金を原資として社会福祉協議会が実施主体として行っている事業ではあるが、今後も県内において活躍が期待される介護福祉士の確保という目的を達成しうる安定した貸付制度とすることが望まれる。そのため、県としても、社会福祉協議会の債権管理方法や状況報告について助言・支援を行っていくことが望ましい。

9 介護福祉士資格取得支援事業

○対象部局 福祉局福祉部地域福祉課

(1) 事業の概要

県は、介護事業所及び施設（以下「事業所等」という。）で介護業務に従事する者（以下「介護職員等」という。）が、介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」等を受講する際の、事業所等におけるサービスの維持及び介護職としてのキャリアアップを支援することを目的とし介護福祉士資格取得支援事業を行っている。  
以下が事業の内容である。

2 事業の内容

事業の内容について、次のとおり定める。

(2) 事業の内容

- 県内に所在する事業所等は、介護職員等が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」等を受講する際に必要となる代替職員を事業所等において確保する。
- ア 補助対象となる事業所
  - (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業所等を運営する法人等
  - (イ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所等を運営する法人等
- イ 補助対象となる研修等
  - (ア) 実務者研修
  - (イ) 介護職員初任者研修
  - (ウ) 喀痰吸引等研修（また、研修の講師として職員を派遣する場合）
- (エ) 認知症介護指導者養成研修
- (オ) 認知症介護指導者フォローアップ研修
- (カ) 上記以外で知事が適当と認める研修等
- ウ 基準額の算定について  
介護職員等が研修に参加する時間（以下、「研修時間」という。）数の3倍に1,250円を乗じて得た額とする。  
なお、研修時間は、介護職員等が実際に事業所等の業務に従事する時間と重複することはできない。

よって、研修会場等への移動に係る時間及び休憩時間は研修時間に含まない。研修等に要した実時間を対象とする。

- エ 補助対象となる研修等の対象期間  
当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に実施する研修の期間とする。
- オ 対象となる契約期間  
補助対象となる研修等の対象期間と全部又は一部が重なること。
- (3) 事業の実施主体  
2 (2) アに掲げる事業所
- (4) その他  
代替職員の勤務日は、介護職員等の研修等の該当日である必要はない

（出典：介護福祉士資格取得支援事業実施要綱抜粋）

(2) 監査の手続

- ア 監査の視点
  - ✓ 介護福祉士資格取得支援事業が適切に実施されているか
- イ 監査の手続
  - ✓ 関係資料の閲覧
  - ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

ア 支援制度の周知について【意見】

(ア) 検出事項

当該事業は平成25年度から行われているが、申請団体数、補助交付団体数および補助交付額は以下のとおり減少傾向にある。  
また、平成30年度においては当初予算額7,515千円に対し、補助交付額は470千円とその予算に対する交付割合は6.25%となっている。



当該ポータルサイトの開発のため、平成30年度に9,369千円の予算を執行しており、その運用保守については令和元年度で645千円を見込んでいます。

- (2) 監査の手続
- ア 監査の視点
- ✓ 「地域包括ケアポータルサイト」が県の地域包括ケアの情報の拠点として、地域包括ケアに取り組む団体の活動やイベント情報、利用者の声などを集約し、発信できているか。
  - ✓ 「地域包括ケアポータルサイト」がプラットフォームとなり、地域包括ケアに取り組む多様な主体と高齢者をつなげ、高齢者の社会参加を促し、地域の自主的な活動を活性化できているか。

- イ 監査の手続
- ✓ 関係資料の閲覧
  - ✓ 担当者への質問

- (3) 監査の結果
- ア 「地域包括ケアポータルサイト」の利用状況及び更新状況について
- 【意見】
- (ア) 検出事項

- 「地域包括ケアポータルサイト」の利用状況及び更新状況について、以下の検出事項がある。
- 「地域包括ケアポータルサイト」は平成31年3月20日に開設されたが、このポータルサイト開設に際して、県はNPO法人等197団体、認知症カフェ及び職能団体113団体に対してポータルサイトへの登録を依頼している。しかし、下表のとおり令和元年7月現在の登録団体数は、35団体に留まっており、登録団体の増加に向けて、9月に全市町村に対して、通いの場についての掲載意向調査を実施している。
  - サイトへのイベント登録数及び更新数並びにアクセス数について、下表のとおり、開設当初の3月から減少傾向にある。
  - お知らせの掲載数について、下表のとおり令和元年7月現在、1件となっている。
  - 利用者の声については、開設時から更新されていない。

掲載するポータルサイトです。

「地域包括ケアポータルサイト」の役割は、愛知県の地域包括ケアの情報拠点として、高齢者の総合相談機関である地域包括支援センターや認知症の早期発見・早期対応に係る情報を一元化するともに、地域包括ケアに取り組む団体の活動やイベント情報、利用者の声などを集約し、発信しています。ポータルサイトの利用により、手軽に情報を入力していただけるため、支援が必要な方が早期に地域包括支援センター等の相談機関につながり、適切にサービスが提供されるようになります。また、ポータルサイトがプラットフォームとなり、地域包括ケアに取り組む多様な主体と高齢者をつなげ、高齢者の社会参加を促し、地域の自主的な活動を活性化します。このように、地域の様々な社会資源と高齢者の懸け橋となることを目的に設置しています。

(出典：あいち地域包括ケアポータルサイトより)

あいち地域包括ケアポータルサイトのコンテンツ

- トップページ
- お知らせ：県からのイベント、周知情報など
  - 地域イベント、活動新着情報：イベントなどの新着情報
  - ・はじめての方へ
  - 本サイトを始めて利用される方に対して、知りたいこと別に概要を掲載
  - ・地域包括ケアシステム
  - 地域包括ケアシステムについての解説
  - ・地域包括支援センター
  - 地域包括支援センターについて、所管地域による検索
  - ・認知症
  - 認知症：認知症に関する情報や、コグニサイズ動画など
  - 認知症チェック：認知症チェックによる診断
  - ・地域イベント活動情報
  - 地域イベントについて、地域やイベントの種類から検索
  - ・登録団体情報
  - 登録している団体について、団体名や所在地からの検索、及び団体登録用フォーム
  - ・利用者の声
  - 地域イベントや地域活動の主催者や参加者の声を紹介
  - ・リンク集
  - 地域包括ケアの関係機関、団体情報へのリンク



表 31 「地域包括ケアポータルサイト」利用状況及び更新状況

	登録 団体数	登録地域包括 支援センター 数(分室含む)	更新数 (イベント登 録+更新)	アクセス数	お知らせ 件数	利用者 の声
H31. 3	30	237	50	1,581	1	0
H31. 4	4	7	6	616	0	0
R1. 5	0	3	0	408	0	0
R1. 6	1	0	2	332	0	0
R1. 7	0	0	0	412	0	0
計	35	247	58	3,349	1	0

(出典：福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室作成資料)

また、「地域包括ケアポータルサイト」では公式ツイッターのアカウントを開設しているものの、そのツイート数は、令和元年7月現在、1件となっている。

(イ) 意見

「地域包括ケアポータルサイト」において、利用者の住所から、担当地域の地域包括支援センターを検索できるようになっており、最も身近な総合的な相談窓口として情報が一元化され、地域住民の利便性に一定程度寄与している。

しかし令和元年7月現在で開設から5か月経過し、登録団体数35団体は、登録を依頼した団体数(NPO法人等197団体、認知症カフェ及び職能団体113団体)に比べて、決して多いとはいえない。また、更新数やアクセス数も開設時から伸び悩んでおり、お知らせの掲載数やツイッターによるツイートは3月の開設時からほとんど行われていない。

現在の利用状況及び更新状況では、当初の目的である「地域包括ケアの情報拠点」として十分に機能しているとはいえない。

登録団体数の増加のためには、このポータルサイト自体が、事業所等が登録したいと思うような魅力的なものである必要があり、そのためサイト自体の認知度アップが重要と考えられる。今後、ポータルサイトの周知に努めるなど、登録団体数の増加策の検討を行い、団体の活動や県としてのイベント情報を今まで以上に発信することが望ましい。

1.1 地域包括ケア相談体制整備事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 事業の概要

県は、地域包括ケアの核となる医療と介護の連携を中心に、市町村から様々な相談に対し、以下のように助言・指導等を行うことにより、県内全域での地域包括ケアシステム構築の取組を支援している。

ア 市町村に対する相談窓口の設置

在宅医療・介護連携を中心に市町村からの問い合わせ等に対する技術的助言を迅速に行う相談窓口を、豊富な知識を有する専門機関である国立長寿医療研究センターに設置。(相談対応は、市町村へのアウトリーチによる指導助言も含む)

【相談窓口事業の概要】

ア. 相談窓口を在宅連携医療部内に設置。  
開設時間：月、火、木、金 午前10時～午後4時  
※上記以外でも、可能な場合は対応。  
イ. 市町村を訪問し、事業実施にあたり発生する諸課題に対する方策を助言・指導するとともに、関係機関との連携のための助言や支援を実施。  
ウ. 市町村職員からの要請に応じて市町村が実施する会議、検討会等へ参加し、必要に応じて助言を実施。

イ 在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催

在宅医療・介護連携推進事業に関わる市町村担当者の人材育成を図るため、研修会を開催。

【研修会】

ア. 情報収集型研修会  
各種専門職種の活動について他の先進市町村の取組や国の施策に関する情報を収集するための研修を実施。  
イ. 地域コミット型研修会  
医療資源に限られる、医介連携が遅れている等、支援が必要な地域にて実施



1.2 地域リハビリテーション専門職育成事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

ウ. 市町村幹部向け合同会議  
市町村幹部を集め、地域包括ケアシステムの構築にあたっての問題解決手法などの情報共有をする合同会議を実施。

(1) 事業の概要

県は、市町村における「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施にあたり、各地域の特性を踏まえた介護予防の取組を機能強化するため、医療機関等においてリハビリテーションを主要業務としている専門職等を対象に、在宅高齢者の「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれに焦点を当てたアプローチを習得する研修を実施し、各地域に必要な介護予防事業に対応できる人材を養成している。

(2) 監査の手続

- ア 監査の視点
  - ✓ 研修事業で実施された研修の効果の評価基準をもって、適切に整備及び運用されているか。
  - ✓ 研修事業の受講者のより多くの参加の機会を増やす取り組みがされているか。
- イ 監査の手続
  - ✓ 関係資料の閲覧
  - ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

- ア 研修受講者からのアンケートについて【意見】
  - (ア) 検出事項  
研修の企画・立案・運営については、リハビリテーションに関する専門的知見を有する外部機関に委託している。そのため、研修の終了後に、研修事業の委託先から研修結果（研修の目的や成果）について、報告をうけている。しかし、委託先が実施した研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査結果を入手していなかった。
- (イ) 意見  
アンケートの調査結果を入手することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させることが可能となる。今後はアンケートの調査結果を入手することが望ましい。

(2) 監査の手続

- ア 監査の視点
  - ✓ 研修事業で実施された研修の効果の評価基準をもって、地域包括ケアシステムの構築が進められるよう、適切に実施されているか。
  - ✓ 研修事業の受講者のより多くの参加の機会を増やす取り組みがされているか。
- イ 監査の手続
  - ✓ 関係資料の閲覧
  - ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

- ア 研修受講者からのアンケートについて【意見】
  - (ア) 検出事項  
研修の企画・立案・運営については、地域包括ケアに関する専門的知見を有する外部機関に委託している。そのため、研修の終了後に、研修事業の委託先から研修結果（研修の目的や成果）について、報告をうけている。  
しかし、委託先が実施した研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査結果を入手していなかった。
- (イ) 意見  
アンケートの調査結果を入手することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させることが可能となる。今後はアンケートの調査結果を入手することが望ましい。

1 3 地域医療支援事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 事業の概要

県は、認知症高齢者とその家族を支える地域づくりを進めるために、かかりつけ医の認知症対応力向上研修や、関係機関の連携を推進する認知症サポート医の養成研修を実施している。また、認知症に関する相談が気軽にできるよう電話相談事業を実施するとともに、認知症についての正しい理解等を普及啓発するために地域シンポジウムを開催している。

事業内容は以下のとおりである。

- 認知症サポート医養成研修事業
- 歯科医師の認知症対応力向上研修
- 薬剤師の認知症対応力向上研修
- 看護職員の認知症対応力向上研修
- 電話相談事業
- 認知症理解普及啓発事業
- 認知症地域医療支援事業費補助金

(2) 監査の手続

- ア 監査の視点
- ✓ 研修事業で実施された研修の効果の評価基準をもって、適切に整備及び運用されているか。
  - ✓ 研修事業の受講者のより多くの参加の機会を増やす取り組みをされているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

ア 研修受講者からのアンケートについて【意見】

(ア) 検出事項

認知症サポート医養成研修、薬剤師の認知症対応力向上研修の委託実施者からの研修結果(研修の目的や成果)について、報告をうけてい

るものの、研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査を実施していない。

(イ) 意見

アンケートを実施することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させるため、今後はアンケートを実施することが望ましい。

1 4 認知症介護者等養成研修事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課  
福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 事業の概要

県は、介護施設等における認知症高齢者に対する介護技術の向上を図るため、介護指導者や介護実務者等の研修を実施している。また、介護施設等における高齢者の権利擁護の取組を推進するための研修を実施している。

事業内容は以下のとおりである。

- 認知症介護指導者研修
- 認知症介護研修
- 高齢者権利擁護推進員養成研修
- 小規模多機能型サービス等担当者研修
- 高齢者権利擁護推進看護職員研修
- 認知症初期集中支援チーム員研修

(2) 監査の手続

ア 監査の視点

- ✓ 研修事業で実施された研修の効果の評価基準をもって、適切に整備及び運用されているか。
- ✓ 研修事業の受講者のより多くの参加の機会を増やす取り組みが行われているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

ア 研修受講者からのアンケートについて【意見】

(ア) 検出事項

認知症初期集中支援チーム員研修の委託実施者からの研修結果(研修の目的や成果)について、報告をうけているものの、研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査を実施していない。

(イ) 意見

アンケートを実施することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させるため、今後はアンケートを実施することが望ましい。

1.5 認知症介護実践者等養成事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 事業の概要

県は、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を習得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図っている。事業内容は以下のとおりである。

■ 認知症介護基礎研修

【概要】

(研修対象者)

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等とする。

(実施内容)

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。

■ 認知症介護実践研修

【概要】

(研修対象者)

✓ 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

✓ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の終了後一定の期間を経過しているものとする。

(実施内容)

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。

なお、県は認知症介護基礎研修の研修受講者の参加人数を増やす試みとして、以前より県のHPや委託先のHPへの研修の掲載、市町村へのメールを送付し、当該研修の周知を行っている。

また、平成30年度からは認知症ケア事業を営む事業所に対して、研修の実施要綱と申込書を送付している。平成30年度には1,282件、令和元年度には2,598件、送付している。

(2) 監査の手続

ア 監査の視点

✓ 研修事業の受講者のより多くの参加の機会を増やす取り組みをされているか。

イ 監査の手続

✓ 関係資料の閲覧

✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

ア 研修受講者数の低下傾向について【意見】

(ア) 検出事項

以下のとおり、平成28年度から平成30年度までの研修受講定員に対する受講者の割合の推移をみると、低下傾向にある。

特に平成30年度の受講割合は大きく落ち込んでいる。

表 32 研修受講者数の低下傾向について

■ 研修に対する受講割合

	平成28年度 (※1)	平成29年度 (※2)	平成30年度 (※3)
研修回数	3	5	5
受講定員	500	750	750
受講者数	407	514	214
定員に対する受講割合	81.4%	68.5%	28.5%

講師の減少傾向は、決して楽観できるものではない。今後この受講者の減少傾向が続けば、認知症高齢者に対する介護サービスの基礎的な知識の普及を図ることは困難となる。  
 受講割合の低下の事実を踏まえ、開催場所、開催日などの参加しやすさを考慮するなど、その原因を分析し、より受講者を増やすための方策を検討することが望ましい。

※1 平成28年度

期 日	会場	定員	受講者数
第1回 平成28年12月4日(日)	名豊ビル	200名	84名
第2回 平成29年2月16日(木)	ウイルあいち	150名	128名
第3回 平成29年3月12日(日)	ウイルあいち	150名	195名
受講者数		500名	407名

※2 平成29年度

期 日	会場	定員	受講者数
第1回 平成29年8月10日(木)	ウイルあいち	150名	117名
第2回 平成29年9月17日(日)	ウイルあいち	150名	103名
第3回 平成29年10月22日(日)	岡崎市福祉事業団	150名	86名
第4回 平成29年11月25日(土)	ウイルあいち	150名	110名
第5回 平成30年1月31日(水)	ウイルあいち	150名	98名
受講者数		750名	514名

※3 平成30年度

期 日	会場	定員	受講者数
第1回 平成30年9月17日(月・祝)	ウイルあいち	150名	18名
第2回 平成30年10月13日(土)	ウイルあいち	150名	36名
第3回 平成30年10月28日(日)	岡崎市福祉事業団	150名	74名
第4回 平成30年11月23日(金・祝)	ウイルあいち	150名	33名
第5回 平成30年12月19日(水)	ウイルあいち	150名	53名
受講者数		750名	214名

(出典：福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室作成資料)

(イ) 意見

高齢化に伴い、認知症患者も増加傾向にあり、認知症介護の専門職の養成及び拡充は県の課題となっている。

その中において、本研修は認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする、有意義な研修である。そのため、本研修には、より多くの専門職の方に参加してもらおうことが望ましく、受

1.6 認知症サポーター養成講座事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 事業の概要

県は、認知症について正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援することができる「認知症サポーター」を養成するため、養成講座を開催している。

- 対象者：愛知県本庁勤務職員
- 内容：愛知県の認知症施策について  
認知症サポーターキヤラバンについて  
講義（課題）「認知症の理解と対応方法について」

(2) 監査の手続

- ア 監査の視点
  - ✓ 研修事業の受講者のより多くの参加の機会を増やす取り組みを  
されているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

- ア 認知症サポーター養成講座の受講状況について【意見】  
(ア) 検出事項

平成30年12月に「愛知県認知症施策推進条例」が制定され、条例第10条において「県は、県民が認知症に関する知識及び理解を深めることができるよう、必要な広報その他啓発活動を行うように努めるとともに、市町村、教育機関、関係機関及び関係団体と連携し、児童、生徒、学生、従業者等の認知症に関する学習活動の充実を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と定められていることから、県が率先して認知症に関する知識及び理解を深めるためサポーター養成に取り組むこととなった。その取り組みの一環として福祉局及び保健医療局（旧 健康福祉部）本庁職員（非常勤職員を除く）の「認

知症サポーター養成講座」の受講率の向上を目指し、平成30年度及び令和元年度の2か年間ですべての職員の受講を目指している。

しかし、その受講状況は、以下の状況にある。

表 33 福祉局及び保健医療局本庁職員の「認知症サポーター養成講座」

の受講状況

平成 31 年 2 月 6 日 現在

課名	職員数	受講数		受講率	備考
		29年度 受講	30年度 受講		
幹部	5	1	2	60%	
健康福祉総務課	58	7	14	36%	
医療福祉計画課	38	19	16	92%	医療介護推進監含む
地域福祉課	30	7	9	53%	
児童家庭課	23	5	7	52%	
子育て支援課	30	4	12	53%	少子化対策監含む
高齢福祉課	25	6	7	52%	
障害福祉課	58	20	10	52%	
国民健康保険課	24	3	9	50%	
健康対策課	54	8	12	37%	
医務課	42	7	19	62%	
生活衛生課	43	11	15	60%	
医薬安全課	25	6	3	36%	
計	455	104	135	53%	

※上表には休職者を除く。

(出典：福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室(作成資料))

(イ) 意見

県が率先して認知症に関する知識及び理解を深めるためサポーター養成に取り組むためにも、福祉局及び保健医療局の本研修への受



講率向上は重要である。しかし、上記の通り受講率は全体で53%にとどまっている。なかには受講率が30%台の課もある。  
 受講率を向上させるため、今後は課長等幹部が出席する会議を通じて欠席者を連絡するなど、すべての職員が受講できるように調整することが望ましい。

1 7 社会福祉法人等の指導監査事業

○対象部局 福祉局福祉部福祉総務課監査指導室

(1) 事業の概要

愛知県福祉局福祉部福祉総務課監査指導室においては、福祉局が所管する社会福祉法人、社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」）が、関係法令、通知、定款等を遵守し、適正かつ円滑な法人運営、事業運営を行っているかについて、国の社会福祉法人指導監査実施要綱等及び県の指導監査実施要綱等に基づき、指導監査等を行っている。

指導監査とは、「社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによつて、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る」ものである。指導監査は、一般指導監査と特別指導監査により実施される。

一般指導監査は、一定の周期で実施し、その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画を策定したうえで、「指導監査ガイドライン」に基づき実施している。

特別指導監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施するものであり、その実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行っている。

(2) 監査の手続

ア 監査の視点

- ✓ 監査指導室が実施する社会福祉法人に対する指導監査が、『社会福祉法人指導監査実施要綱』に従い、効率的に、重点的に及び明確に実施されているか。

イ 監査の手続

- ✓ 関係資料の閲覧
- ✓ 担当者への質問

(3) 監査の結果

ア 指導監査方法の見直しについて【意見】

(ア) 検出事項

県が実施している指導監査について、監査対象である社会福祉施設を例にとつて4年前と比較すると、平成26年度には560施設が対象であったのに対して、平成30年度には622施設が対象となっている。これに対して、指導監査を実施する監査指導室法人監査グループの人員数は平成26年度より、変化はなかった。このことから、指導監査にあたる担当者一人当たりの時間数が増加傾向にある。

指導監査対象施設と人員数の推移

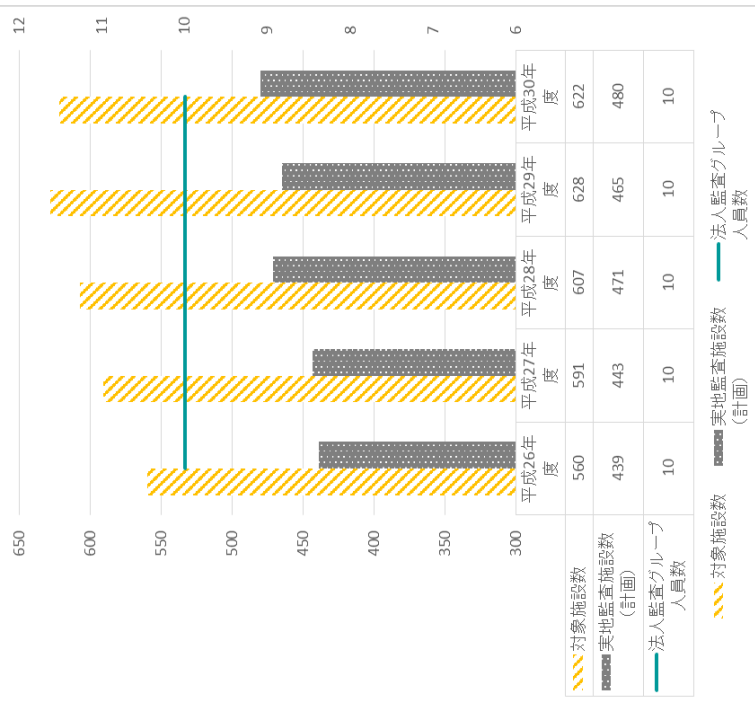


図14 指導監査対象施設と人員数の推移

(出典：福祉局福祉部福祉総務課監査指導室作成資料より監査人作成)

一人あたり関与施設数及び実地監査割合の推移

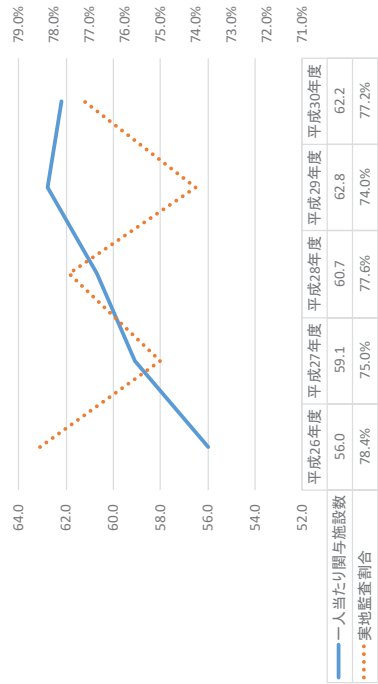


図15 一人あたり関与施設数及び実地監査割合の推移

(出典：福祉局福祉部福祉総務課監査指導室作成資料より監査人作成)

県においては、指導監査実施要綱にある要件を満たす社会福祉法人や公益法人については、一般指導監査を3年に1回の周期で行っている。また、社会福祉施設については、指導監査実施要綱に従い、毎年実地監査もしくは書面監査を実施している。

ここで、県が対象としている社会福祉法人については、会計監査人を設置し、会計監査人が発行する会計監査報告において、「無限定適正意見」等が記載されている法人もある。厚生労働省の指導監査実施要綱においても、この場合には、最大で5年に1回の周期で一般指導監査を実施することが可能であるが、県においては、3年に1回の指導監査を実施していた。

(イ) 意見

指導監査にあたる担当者一人当たりの時間数が増加傾向にあることから、担当者の負担が増加している。しかし、これに対応して担当者数を増加させることは容易ではない。

そこで、指導監査の頻度を見直すことが考えられる。リスクを鑑みて、一般指導監査の頻度を減少させることができる法人については、積極的に頻度を見直し、1年間に実地調査を行う法人数を適切に調整することが望ましい。

能にするため、指摘事項の整理方法について検討することが望ましい。

ウ 指導監査結果のホームページでの開示について【意見】

(ア) 検出事項  
県が実施している指導監査について、指導監査結果を県のホームページに開示を行っているが、以下のように項目の羅列にとどまっていた。

イ 指導監査に関する指摘事項の整理及び分析について【意見】  
(ア) 検出事項  
社会福祉法人等への指導監査において、不備のあった事項について文書指摘及び口頭指摘等の改善指導を行い、適正な法人運営と社会福祉事業等の健全な経営の確保を図っているところである。そして、県は年度ごとに当該指摘内容について、以下のように項目別に取りまとめている。

表 34 社会福祉法人等への指導監査

Table with 5 columns: 方針・事項, 法人区分, 法人名称, 種別, 内容. It lists various items related to supervision of social welfare corporations, such as financial management, personnel management, and facility safety.

(出典：福祉局福祉部福祉総務課監査指導室作成資料)

しかし、上記の項目別以上に指摘内容を詳細に整理した分析は行われていない。

(イ) 意見

県が管轄する社会福祉施設の数は、平成30年度末現在で622施設と、多数に上る。指導監査の担当人員も限られる中、指導監査はより効果的かつ効率的に実施する必要がある。

そのためには、過去の指導監査の指摘事項を、例えば類似の指摘事項の発生頻度や、指摘事項の重要性などについて体系的に整理・分析し、この分析結果を翌年度以降の指導監査の手続に反映し実施することが重要である。

しかし、上記の項目別の整理では、指摘の発生頻度や重要性などの量的かつ質的な分析を行うには限界がある。より詳細な分析を可

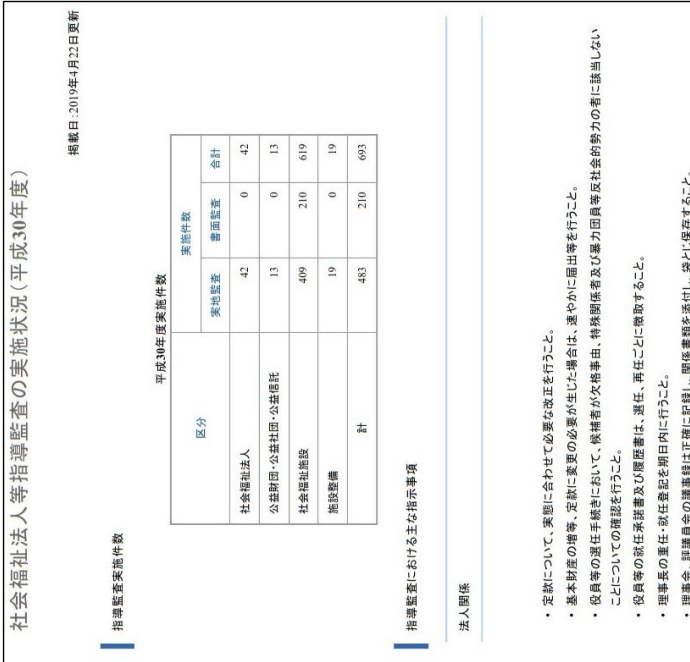


図 16 社会福祉法人等指導監査の実施状況 (平成30年度)

(イ) 意見

他の都道府県では、以下のように指導監査結果について、指導監査の実施状況、指摘の件数や全体の何割で同様の指摘がなされているかなど、体系的に分類した情報を開示している事例が多い。

3 指導監査の指摘事項の概要について

平成30年度 文書指摘数と割合

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①理事会に関すること	32	20%
②評議員・評議員会に関すること	28	17%
③情報の公表に関すること	19	12%
④監事に関すること	15	9%
⑤定款に関すること	12	7%
⑥その他	57	35%
合計	163	-

【法人運営】

【法人会計】

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①会計処理に関すること	35	49%
②規程・体制に関すること	16	22%
③附属明細書等に関すること	14	19%
④会計の原則に関すること	4	6%
⑤会計帳簿に関すること	3	4%
⑥その他	0	-
合計	72	-

4 指導監査等の指摘事項について

1 法人運営について
<p>社会福祉法第68条第1項の規定に基づき、指導監査ガイドラインに規定する監査事項について確認を行った。</p> <p><b>法人運営関係の文書指摘事項の主な例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人社会福祉法</li> <li>・規程＝社会福祉法施行規則</li> <li>・会計各書＝社会福祉法人会計基準</li> <li>・規程上の関係＝社会福祉法人の組織に関する法令(関係)に基づいて</li> <li>・関係各書＝社会福祉法人の認可等の確認(元)及び社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の届出書について</li> </ul> <p><b>【法人運営関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>定款等について (法第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12) <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款に規定されていない事項が記載されているので、定款変更を行うこと。</li> <li>・基本情報の増加に関して、定款変更の手続き(届出)を行うこと。</li> </ul> </li> <li>定款等の関係、公表について (法第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12) <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款、役員等名簿及び役員等報酬明細書インターネットの届出により公表すること。</li> <li>・定款、事業報告、計算書関係については、主たる事務所に届出おくこと。</li> </ul> </li> <li>評議員の選任、評議員会の組織、運営、評議員会決議、議事録の作成について (法第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12) <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員の選任に当たっては、議事録の作成が必須であること。</li> <li>・評議員の選任に当たっては、議事録の作成が必須であること。</li> <li>・評議員の選任に当たっては、議事録の作成が必須であること。</li> <li>・評議員の選任に当たっては、議事録の作成が必須であること。</li> <li>・評議員の選任に当たっては、議事録の作成が必須であること。</li> </ul> </li> <li>決算手続等について (法第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12) <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算手続等については、定時評議員会の目的の一環期間の自から主たる事務所に届出すること。</li> <li>・決算手続等については、定時評議員会の目的の一環期間の自から主たる事務所に届出すること。</li> <li>・決算手続等については、定時評議員会の目的の一環期間の自から主たる事務所に届出すること。</li> </ul> </li> </ol>

図 18 大阪府 平成30年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

下記の例のように体系的に分類した情報を開示することで、

- 指導監査に関する透明性の向上
  - 指導監査を受ける社会福祉法人において、他法人に対する指導監査を参考に、法人運営等に関する再確認が可能となるなどのメリットがあるものと考えられる。
- したがって、現在よりも情報開示の内容を充実させ、適正な法人運営と社会福祉事業等の健全な経営の確保を図ることが望ましい。

(参考) 主要都市の開示事例

指摘の具体事項例	文書指摘 法人数
<p>▶ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること</p> <p>◇ 社会福祉法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が上限を超える者がいないか、専ら同等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っている。</p> <p>(社会福祉法第44条第1項及び第6項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人運営基準第3-1-(5)-(6)、指導監査実施要綱1-4-(3)-(1)</p>	46
<p>▶ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること</p> <p>◇ 社会福祉法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、専ら同等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っている。</p> <p>(社会福祉法第40条第1項、第2項、第4項及び第5項、社会福祉法人運営基準第3-1-(5)-(6)、指導監査実施要綱1-3-(1)-(2)</p>	45
<p>▶ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること</p> <p>◇ 社会福祉法人は、監事の選任に当たり、欠格事由に該当する者でないか、各役員と特殊な関係にある者が含まれていないか、専ら同等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っている。</p> <p>(社会福祉法第44条第1項、第2項及び第7項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人運営基準第3-1-(5)-(6)、指導監査実施要綱1-5-(2)-(2)</p>	45
<p>▶ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること</p> <p>◇ 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するた めには、監事の過半数の同意を得なければならないにもかかわらず、同意を得ていない。</p> <p>(社会福祉法第43条第3項、指導監査実施要綱1-5-(2)-(1)</p>	32

図 17 東京都 平成29年度指導監査報告書



2 指摘事項の概要

指摘事項の内容	指摘法人数	
	H30	H29
I 法人運営		
1 定款		
(1) 定款の内容が不十分	2	3
(2) 定款の変更手続の不備	0	1
2 評議員		
(1) 評議員の選任・解任手続の不備	1	8
(2) 評議員の人数・選任要件の不備	26	21
3 評議員会		
(1) 評議員会の招集手続の不備	13	10
(2) 評議員会の決議の不備	6	2
(3) 評議員会の記録の不備	0	1
(4) 決算手続の不備	7	12
4 役員(理事・監事)		
(1) 役員の選任・解任手続の不備	32	26
(2) 役員の数・選任要件の不備	29	21
(3) 監事の職務実施状況が不十分	10	1
5 理事会		
(1) 理事会の招集手続の不備	2	1
(2) 理事会の決議の不備	6	1
(3) 理事への権限委任の不備	4	8
(4) 理事長・業務執行理事による業務報告の未実施	12	2
(5) 理事会の記録の不備	0	1

3 具体的な指摘事例

【法人運営】

(評議員等の選任手続等)

- ・ 評議員及び役員の選任に当たり、欠格事由に該当しないこと、特殊の関係にある者がいないこと、反社会的勢力に属する者でないことについて、履歴書若しくは誓約書等の方法により確認が行われていなかった。
- ・ 監事の選任に関する議案について、在任監事の過半数の同意を得たことが確認できなかった。
- ・ 役員の数・選任要件の不備について、候補者ごとに決議が行われていなかった。

(評議員会等の招集運営)

- ・ 招集手続の省略を行うことなく、評議員会と理事会を同一日に開催していた。
- ・ 評議員会の招集通知に記載すべき事項(日時・場所・議題等)を理事会において決議していなかった。

図19 岐阜県

(出典：岐阜県 平成30年度社会福祉法人指導監査結果の概要)

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

指導監査を実施した39法人のうち、4法人に対し、6件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 組織運営に関するもの

5件(83.3%)

- ・ 定款に不備がある又は実態と乖離している。
- ・ 役員等の選任に係る手続きが不適切、選任関係書類が未整備である。

イ 事業に関するもの

0件(0.0%)

ウ 管理に関するもの

1件(16.7%)

- ・ 資産総額等が未登記又は登記遅延がある。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した321施設のうち、238施設に1,001件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの

239件(23.9%)

- ・ 衛生管理および感染症等への対応が不十分である。
- ・ 居室等の設備および運営基準に適合していない。
- ・ 事故防止・事故発生時の対応が不十分である。
- ・ 苦情処理の窓口を周知していないなど、苦情解決の体制が整備されていない。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの

762件(76.1%)

- ・ 給与規定等の各種規定の整備が不十分である。
- ・ 労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。
- ・ 職員への健康診断等健康管理の実施が不十分である。
- ・ 消火・避難訓練が不十分である。

図20 三重県

(出典：三重県 平成29年度指導監査等結果報告書)